



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会 11 月定例会

日 時：令和 6 年 11 月 15 日（金）
午前 9 時 30 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） （旭警察署）【資料 1 - 1】	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） （旭消防署）【資料 1 - 2】	単会 会長
(3)	令和 7 年旭区消防出初式ポスターの掲出について（掲示依頼） ※ 掲出期間：令和 6 年 12 月上旬から令和 7 年 1 月 11 日（土）まで （旭消防署）【資料 1 - 3】	掲示

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について （掲示依頼） ※ 掲出期間：令和 7 年 3 月末まで （みどり環境局 公園緑地管理課）【資料 2 - 1】	掲示
(2)	エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）早期終了に伴う、 広報チラシの掲示板掲出終了について（協力依頼） （脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課／旭区 区政推進課） 【資料 2 - 2】	連長
(3)	一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」への御協力の御礼に ついて（情報提供） （資源循環局 政策調整課／旭区 地域振興課）【資料 2 - 3】	連長
(4)	横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けのマイナ保険証専用 コールセンターについて（情報提供） （健康福祉局 保険年金課／健康福祉局 医療援助課／旭区 保険年金課） 【資料 2 - 4】	単会 会長
(5)	「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る市民意見募集の実施につ いて（情報提供） （総務局 防災企画課／旭区 総務課）【資料 2 - 5】	単会 会長
(6)	自治会町内会 DX 展示・相談会について（情報提供） ※ 提出期限：令和 7 年 1 月 14 日（火）まで （市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課）【資料 2 - 6】	単会 会長
(7)	令和 6 年度「自治会町内会のための講習会」事例発表収録動画の YouTu be 配信について（情報提供） ※ 配信期間：令和 6 年 11 月 12 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで （市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課）【資料 2 - 7】	単会 会長

※	<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼） ・令和 7・8 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼） ・横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼） 上記議題については【資料 3-6】で一括してご説明します。	/
---	---	---

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	横浜動物の森公園未整備区域 中央道路等整備状況について（情報提供） (みどり環境局 公園緑地事業課) 【資料 3-1】	連長
(2)	第 13 回きらっとあさひ福祉大会の開催について（依頼） ※ 開催日：令和 7 年 2 月 8 日（土） (旭区 福祉保健課) 【資料 3-2】	連長
(3)	旭区内における公民連携による移動サービスの実証実験について（情報提供） (旭区 区政推進課) 【資料 3-3】	単会 会長
(4)	旭区自治会町内会向け特別市説明会の開催について（依頼） ※ 申込期限：令和 7 年 1 月 10 日（金） (旭区 区政推進課) 【資料 3-4】	単会 会長
(5)	旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について（依頼） ※ 提出期限：令和 6 年 12 月 26 日（木）（各自治会町内会から地区連 合自治会町内会長への提出期限は 12 月 13 日（金）） (旭区 地域振興課) 【資料 3-5】	単会 会長
(6) -1	各種委嘱員等の推薦について（推薦依頼） ※ 提出期限：令和 7 年 2 月 21 日（金） (旭区 地域振興課) 【資料 3-6-1】	単会 会長
(6) -2	第 35 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼） (市民局 スポーツ振興課／旭区 地域振興課) 【資料 3-6-2】	単会 会長
(6) -3	令和 7・8 年度横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼） (資源循環局 街の美化推進課／資源循環局 旭事務所) 【資料 3-6-3】	単会 会長
(6) -4	横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼） (健康福祉局 保健事業課／旭区 福祉保健課) 【資料 3-6-4】	単会 会長
(7)	GREEN×EXPO 2027 出展内定者向け説明会の内容について（情報提供） (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課) 【資料 3-7】	連長

4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

（自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します）

番号	議題	配布先
(1)	「令和 6 年度 旭区 SDGs 月間」に関するアンケート調査へのご協力について（依頼） ※ 回答期限：令和 6 年 12 月 27 日（金）まで (旭区 区政推進課) 【資料 4-1】	連長

(2)	令和7年旭区新年賀詞交換会について（情報提供） ※ 開催日：令和7年1月8日（水） （旭区 総務課）【資料4-2】	連長
(3)	旭区防災講座（集合形式）の募集について（下半期）（情報提供） ※ 開催日：令和7年2月8日（土）・2月28日（金） 申込締切：各講座の前日12時まで （旭区 総務課）【資料4-3】	単会 会長
(4)	令和6年度旭区人権啓発講演会の開催について（情報提供） ※ 開催日：令和7年2月27日（木） （旭区 総務課）【資料4-4】	単会 会長
(5)	旭工場ふれあい見学会の開催について（情報提供） ※ 開催日：令和7年2月2日（日） （資源循環局 旭工場）【資料4-5】	単会 会長

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- (1) みんなの若葉台 (No.471) ※若葉台連合自治会 広報紙
(2) きぼうのえがお (第69号) ※希望が丘東地区連合自治会 広報紙
(3) 地域だより (No.132) ※希望が丘南地区連合自治会 広報紙
(4) YOKOHAMA SAKONYAMA 連合だより (No.113) ※左近山連合自治会 広報紙


【定例会結果報告はこちら】



横浜市トップページ>旭区トップページ>くらし・手続き>市民協働・学び
>協働・支援>自治会町内会>連合自治会町内会連絡協議会定例会結果報告

【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 1月定例会
日 時：令和7年1月17日（金） 午後3時00分から
場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）
※12月定例会は休会となります。

 **旭警察署生活安全ニュース** 令和6年11月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

刑法犯の発生状況 令和6年10月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	63	47	+16
空き巣	13	18	-5
車上ねらい	26	30	-4
部品ねらい	31	47	-16
自動車盗	11	9	+2
オートバイ盗	34	37	-3
自転車盗	133	114	+19
不同意わいせつ	17	5	+12
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	1	±0
器物損壊、忍込み等	426	438	-12
総件数	755	746	+9

特殊詐欺の発生状況 令和6年10月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	1,550	1,679	-129

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	63	47	+16

令和6年 被害金額 約45億200万円

令和6年 被害金額 約9700万円

非行少年の状況 令和6年10月末

犯罪少年検挙人数

	令和6年	令和5年	増減
件数	88	62	+26

不良行為少年補導人数

	令和6年	令和5年	増減
件数	1,853	1,541	+312

★旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。

- 右記のQRコードから登録画面に移行できます。
- 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
- 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

【申請画面QRコード】



みんなであつろう! 安全・安心の街 旭!

特殊詐欺発生件数(10月)

発生件数6件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
8月29日	東希望が丘	区役所騙り	キャッシュカード3枚	自分が騙されると思っていた					
8月30日	中希望が丘	区役所騙り	キャッシュカード1枚	自分が騙されると思っていた					
9月21日	市沢町	区役所騙り	183万円	相手が名乗った身分を信じた					
10月12日	今宿町	区役所騙り	336万円	自分が騙されると思っていた					
10月1日	中希望が丘	区役所騙り	キャッシュカード4枚、通帳1通	相手が名乗った身分を信じた					
10月16日	今宿1丁目	区役所騙り	キャッシュカード2枚、通帳1通	相手が名乗った身分を信じた					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									2件
累計	2件	2件	0件	2件	0件	1件	1件	0件	2件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	1件								
累計	8件	4件	1件	0件	1件	1件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月					1件				
累計	0件	0件	0件	0件	2件	2件	0件	1件	2件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									
累計	0件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	1件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	2件	0件	6件	2件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月							1件	1件	
累計	1件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	2件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	1件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

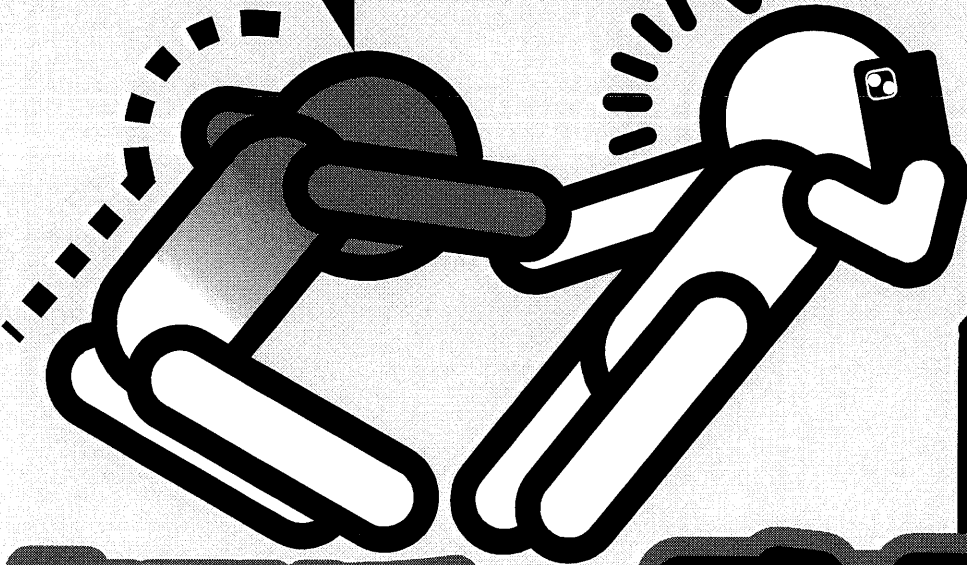
場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	2件	0件

10 月 中 前 兆 電 話 入 電 地 区 一 覧

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰 1 丁目	鶴ヶ峰 2 丁目	鶴ヶ峰本町 1 丁目	鶴ヶ峰本町 2 丁目	鶴ヶ峰本町 3 丁目	西川島町	中希望が丘
当月	1件		1件				1件		1件
累計	7件	1件	5件	1件	1件	1件	2件	1件	4件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川 1 丁目	二俣川 2 丁目	本宿町	本村町	中尾 1 丁目
当月	1件		1件						
累計	3件	2件	3件	5件	2件	2件	2件	0件	0件
場所	中尾 2 丁目	中沢 1 丁目	中沢 2 丁目	中沢 3 丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根 1 丁目
当月									
累計	0件	1件	1件	0件	4件	1件	0件	0件	0件
場所	白根 2 丁目	白根 3 丁目	白根 4 丁目	白根 5 丁目	白根 6 丁目	白根 7 丁目	白根 8 丁目	中白根 1 丁目	中白根 2 丁目
当月									1件
累計	2件	0件	1件	0件	3件	0件	1件	2件	3件
場所	中白根 3 丁目	中白根 4 丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根 1 丁目
当月							3件		
累計	0件	1件	2件	0件	1件	0件	9件	1件	1件
場所	上白根 2 丁目	上白根 3 丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿 1 丁目	今宿 2 丁目
当月					1件		1件		
累計	4件	1件	1件	1件	3件	0件	5件	2件	2件
場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台 1 丁目	若葉台 2 丁目	若葉台 3 丁目	若葉台 4 丁目	金が谷
当月			1件		2件	1件			
累計	0件	1件	3件	2件	4件	5件	1件	1件	0件
場所	金が谷 1 丁目	金が谷 2 丁目	笹野台 1 丁目	笹野台 2 丁目	笹野台 3 丁目	笹野台 4 丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	1件	1件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	1件

ちよつと 待って!!!

還付金が
もらえるの!



「ATMで
還付金」は

詐欺!!

高齢者を狙う

はしごがあるので
無料で見ましょうか？



挨拶にきた
ついでに
直しましょうか？

悪質業者

一人では大変だろうから
家の中を見てあげようか？

手口を

保険を使えば
自己負担なしで工事できるよ

知っていますか？

彼らの多くは、親切を装って
あなたに近づいてきます。

県内の消費生活相談窓口で寄せられた
「訪問販売」に関する相談のうち、約半数が高齢者の
トラブルです。手口を知ることで、大事なお金を失う
リスクを、未然に防ぐことができます。



悪質な訪問販売 撲滅！
かながわ宣言

神奈川県 消費生活課

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121(代表)

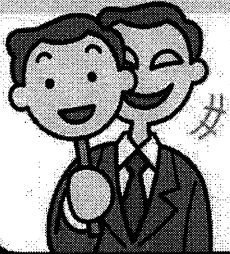
訪問販売かながわ宣言 検索

よくある手口は裏面をご覧ください。

悪質業者のよくある手口

— 住宅リフォームの場合 —

手口 ① 突然、あなたの自宅を訪問して、無料の点検を申し出る。



悪質業者は、訪問販売が目的だとは言いません!

近所で工事をしているので、
ついでにタダで点検してあげる。

損害保険を使えば
自己負担なしで工事できるよ。

手口 ② あなたの不安を煽るウソをつき、いらぬ工事の契約を迫る。



専門家風の人から言われると、信じてしまいがちです!

瓦が浮いていて、このままだと
台風が来たら雨漏りする。

柱が腐っている。
早く工事しないと危ない。

被害に
遭わない
ために

見知らぬ人の「無料で点検する」は断りましょう。タダより高いものはありません。
「契約する前に、家族・知人と相談する」と伝えて、その場の契約を避けましょう。

うっかり契約してしまったら…

訪問販売による契約ならば、「クーリング・オフ」という無条件の解約ができる可能性があります。早めに消費者ホットラインに相談しましょう。

困ったときはすぐ電話 ^{い や や}
消費者ホットライン **188**番

しつこい勧誘は警察へ **110**番

警察から
お知らせ

オレオレ詐欺や還付金詐欺などの被害を防ぐために



① 留守番電話を
いつも設定しましょう

② 電話機は迷惑電話防止機能
付きがオススメです

③ 自宅の電話番号を
変更することも有効です

神奈川県
消費生活課HP
クーリング・
オフのしくみ



かながわ
中央消費生活センター
Twitter

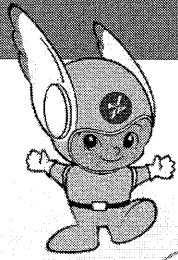


神奈川県
消費生活課
公式Facebook
かながわの消費生活



神奈川県・神奈川県警察

登録者受付中

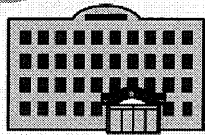


ピーガルくん安全メール

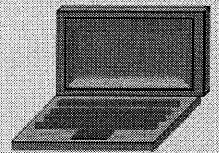
声かけ事案
不審者情報

ちかん 公然わいせつ
脅迫・暴行 ひったくり
凶悪事件 その他の犯罪情報

警察からの
お知らせ



神奈川県警察



県警察では、防犯情報を電子メールでスマートフォンやパソコンにお知らせするサービスを行っております。

県内54警察署より、任意の警察署を登録することができます。(全警察署登録も可能)

※ お知らせする情報は、捜査に支障のおそれやプライバシー保護のため、すべての情報や一部について公表を差し控える場合があります。
※ 新たに種別を追加した場合は、利用者全員にご案内のメールを配信します。

過度な配信を防ぐために、事件が発生した警察署と周辺警察署に対し情報を配信しますが、凶悪事件の発生時や警察からのお知らせなどは登録した警察署に関係なく配信することがあります。

配信を希望される方は、下記の要領で登録してください

スマートフォンやパソコンのメールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料で登録できます。
スマートフォン、パソコンからアクセスしてください。

スマートフォンからのアクセス

バーコード読取機能から右の二次元コードを読み取り、空メール送信で手続きができます。
バーコード読取機能がない場合は、下記「空メール用アドレス」を直接入力してからメール送信してください。

空メール用アドレス login@police-kanagawa.mailio.jp



二次元コード

パソコンからのアクセス

パソコンからの登録は、下記のアドレスを入力してください。

空メール用アドレス login@police-kanagawa.mailio.jp

登録の変更・解除

配信希望の警察署や種別、配信を希望しない時間帯の変更及び配信解除は、登録時に入力した上記のアドレス宛に空メールを送信し、受信したメール本文のURLからマイページにアクセスし変更することができます。

マイページでは、登録メールアドレスを変更することもできます。

ご利用にあたっての留意事項

登録及び情報配信は無料ですが、受信する際の通信料（パケット通信料）は利用者の負担となります。また、通信料は携帯電話会社との契約条件により料金が異なりますので、承知の上、ご利用ください。

ご利用できるスマートフォンは、NTTdocomo、au/KDDI、SoftBank、楽天モバイル等となります。

迷惑メール防止機能やメールフィルターを設定していると、メールは受信できません。受信制限の設定を確認し、設定されている方は「kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp」の受信ができるようにしてください。設定方法がわからない時は、お使いの携帯電話会社または販売店にお問い合わせください。

情報は、土日、祝日、夜間帯にも配信することがありますので、あらかじめご了承ください。

警察が緊急情報と判断した場合には、登録された警察署や情報種別に関係なく配信することもあります。

携帯電話会社の通信回線やメールサーバーの状態によっては配信に遅延が生じることもあります。

受信遅延の原因のお問い合わせや配信した情報に関する返信は、受け付けておりませんので、ご了承ください。

お問い合わせ

ピーガルくん安全メールに関するお問い合わせ

神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
連絡先 045-211-1212（代表）

おおだこポリス4つのおやくそく



おうちのひとに
いってきます！

でかけるときには、かならずおうちの人に行き先をはなしてからでかけましょう。



おともだちと
あそぼうね！

ひとりであそんでいる子を
わるい人がねらっているよ。



だまされて
ついていけない！

わるい人は、やさしいことばで
みんなをだましてつれていこうとするよ。



こわくなったら
おおごえで！

こわくなったり、あぶないときには
大きな声でたすけをよぼう。

ご存じですか？

安全メール



防犯情報を、電子メールでスマートフォンやパソコンにタイムリーにお知らせするサービスです。

ご登録は、こちらから

神奈川県警察

ピーガルくん

検索





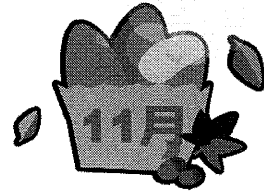
旭警察署交通ニュース令和6年11月



◎10月末の事故状況前年対比

※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	429	4	24	460	484
2023年	383	1	24	400	424
前年比	+46	+3	±0	+60	+60



2024年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	38	43	54	53	39	46	48	37	36	35

◎10月中の時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎10月中の事故類型別件数

※速報値

事故類型	2023			2024			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	3	0	3	4	0	4
	その他	9	0	9	4	0	4
車両相互	すれ違い時	1	0	1	1	0	1
	出会い頭	3	0	4	3	0	4
	右折時 その他	2	0	3	3	0	3
	右折時 右折直進	7	0	8	3	0	5
	左折時	5	0	5	5	0	5
	正面衝突	1	0	1	0	0	0
	車両相互その他	7	0	7	7	0	7
	追突	9	0	10	4	0	5
	追越追抜き時	1	0	1	1	0	1
	車両単独	車両単独	1	0	1	0	0
列車	列車	0	0	0	0	0	0
合計	49	0	53	35	0	39	

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化!!

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

- 違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

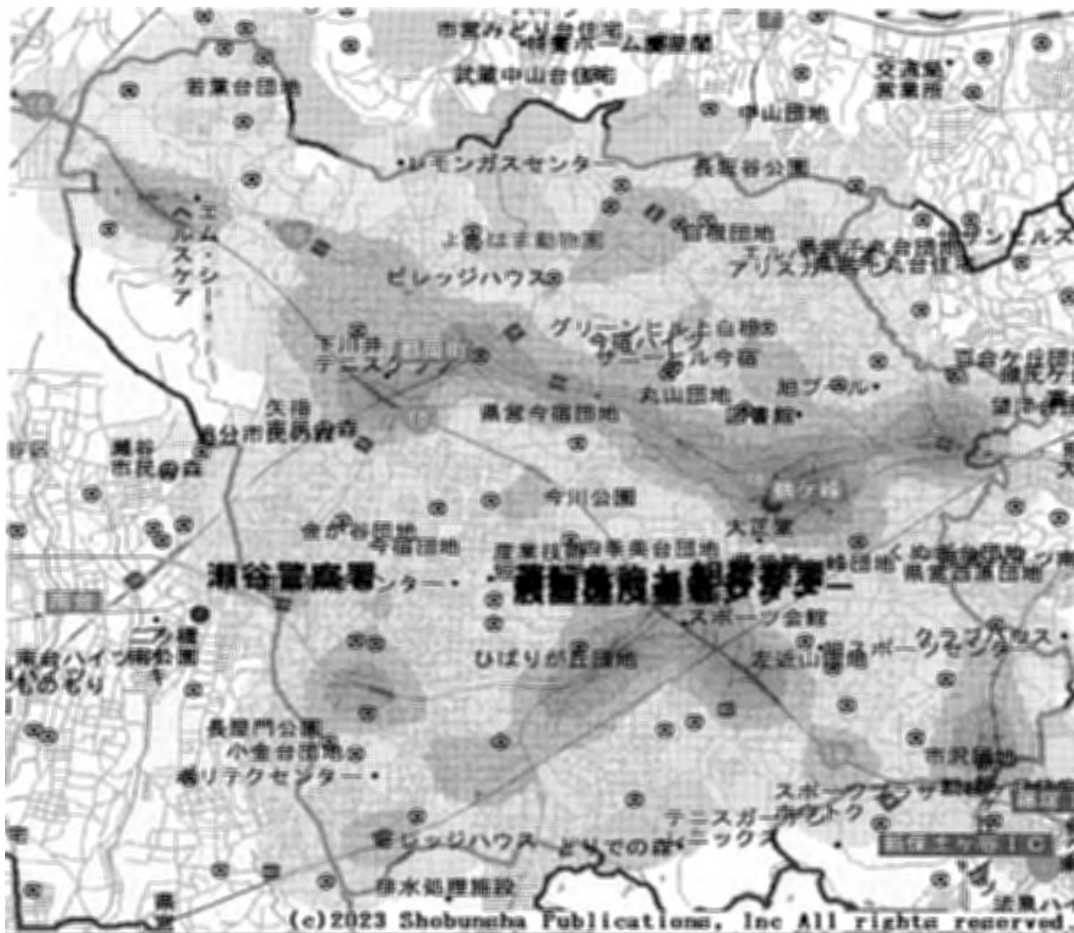
- 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

◎旭警察署管内 町内会別

令和6年10月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	1	-1	0	1	0	0
鶴ヶ峰	75	+19	35	14	3	25
白根	27	+4	9	2	0	11
旭北	18	-4	10	3	2	6
上白根	16	0	3	6	3	4
今宿	30	0	17	8	1	3
川井	73	-3	15	15	6	21
若葉台	4	-3	3	0	0	2
笹野台	8	+4	2	1	0	5
希望が丘	12	+4	3	3	2	4
希望が丘東	17	+4	2	6	1	6
希望が丘南	19	+11	9	2	0	7
さちが丘	18	+9	6	2	1	5
万騎が原	6	-4	0	1	2	1
二俣川	36	+2	9	5	2	14
二俣川ニュータウン	4	0	1	1	1	1
旭中央	6	-6	4	0	0	2
旭南部	27	+8	9	4	3	7
左近山	5	-2	0	2	3	2
市沢	27	+4	12	2	0	8
総計	429	46	149	78	30	134

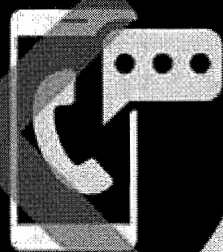
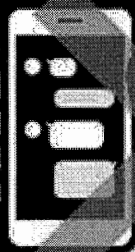
(注) * 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

自転車スマホ・酒気帯び

罰則強化

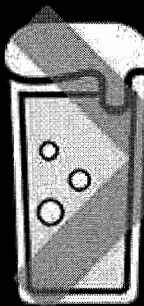
ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日

道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

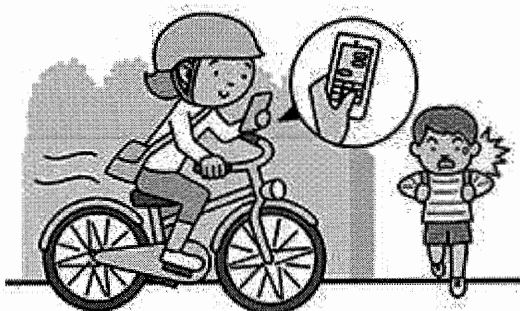


令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

旭区内火災発生状況 (10月中 : 1件)

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
10月24日	鶴ヶ峰一丁目	複合用途	建物内の4階ホール設置のごみ箱1基焼損	放火

令和6年1月1日から令和6年10月31日まで

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	28	39	△ 11	536	618	△ 82
	焼損床面積(m ²)	424	422	2	5,345	6,237	△ 892
	死者(人)	1	2	△ 1	19	13	6
	負傷者(人)	6	7	△ 1	90	102	△ 12
救急状況	救急件数(件)	14,013	13,740	273	211,791	210,386	1,405
	1日当たりの出場件数(件)	45.9	45.2	0.7	694.4	692.1	2.3

(備考) 令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

しっかり備えてしっかり対策！

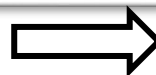
救急要請割合が高いのは、**高齢者**と**乳幼児**です。

高齢者は転倒をきっかけに、乳幼児は頭部の負傷や発熱をきっかけとした救急要請が多い傾向にあります。

予防救急大切です！！！！



- ・リーフレットはこちらのサイトから
- ・消防署でもお配りしています。



※消防署の在庫状況によってはお渡しできない場合があります。

令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から令和6年10月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別				
			建物	車両	林野	その他	
本署	川島町	1	1				
	白根町						
	白根一丁目						
	白根二丁目	1	1				
	白根三丁目						
	白根四丁目						
	白根五丁目						
	白根六丁目	1				1	
	白根七丁目						
	白根八丁目						
	中白根一丁目						
	中白根二丁目	1	1				
	中白根三丁目						
	中白根四丁目						
	鶴ヶ峰一丁目	1	1				
	鶴ヶ峰二丁目						
	鶴ヶ峰本町一丁目	1	1				
	鶴ヶ峰本町二丁目	1		1			
	鶴ヶ峰本町三丁目						
	西川島町	1				1	
本村町	1		1				
四季美台	1	1					
今川町	1				1		
今宿東町	2	1			1		
今宿西町							
今宿南町							
さちが丘	さちが丘	1	1				
	東希望が丘						
	中希望が丘						
	南希望が丘	1	1				
	二俣川1丁目	1	1				
善部町							
都岡	川井本町						
	川井宿町	1			1		
	下川井町						
	都岡町						
	上白根町						
	上白根一丁目						
	上白根二丁目	1		1			
上白根三丁目							
南本宿	本宿町						
	南本宿町						
	二俣川2丁目						
	桐が作	1	1				
	左近山						
	万騎が原	1	1				
	大池町						
	柏町						
	若葉台	上川井町	3	1	2		
		若葉台一丁目					
若葉台二丁目							
市沢	市沢町	1	1				
	三反田町						
今宿	今宿町						
	今宿一丁目						
	今宿二丁目	1	1				
	笹野台一丁目						
	笹野台二丁目						
	笹野台三丁目						
	笹野台四丁目	2	2				
	中沢一丁目						
	中沢二丁目						
	中沢三丁目						
4件	中尾一丁目						
	中尾二丁目	1			1		
	矢指町						
合計	28件	16	6	0	6		

※1 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	10月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会	1	5
白根地区町内会自治会連合会		1
旭北地区連合自治会		2
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		2
川井地区町内会自治会連合会		2
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		2
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		
希望が丘南地区連合自治会		1
さちが丘地区連合自治会		1
万騎が原連合自治会		1
二俣川地区連合自治会		1
二俣川ニュータウン連合町内会		1
旭中央地区連合町内会		2
旭南部地区連合自治会		1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		6
合計	1	28

【お問合せ先】 旭消防署総務・予防課 電話・FAX:951-0119

令和 6 年 11 月 吉日

旭区自治会・町内会長 各位

横浜市旭消防署長

令和 7 年旭区消防出初式ポスターの掲出について(御依頼)

向寒の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、防火・防災への取組について御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、例年年始に実施しております「旭区消防出初式」を令和 7 年 1 月 11 日(土) 旭公会堂及び旭消防署にて開催することといたしました。

つきましては、「旭区消防出初式」広報用ポスター (A 4 サイズ) を 11 月の自治会便りで送付いたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

1 配布数

各自治会・町内会設置の掲示板一つに対して 1 枚

2 掲出期間

令和 6 年 12 月上旬から令和 7 年 1 月 11 日 (土) まで

(問合せ先)

旭消防署総務・予防課

小山、小豆澤

電話・FAX 951-0119

令和七年

旭区消防出初式

消防車見学
子ども防火衣

式典
音楽隊演奏

防災体験で
景品GET



旭区マスコットキャラクター あさひくん

日時

令和7年 1月11日 土 10時から
11時まで

場所

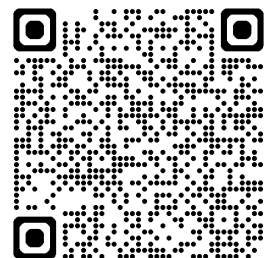
・旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)
・旭消防署

告知

消防音楽隊の演奏には親子優先観覧席を設けています。応募方法など詳細はWEBをチェック！

旭区消防出初式

検索



応募期間：11月15日～12月23日

旭区消防出初式
特設WEBページ

区連会11月定例会資料
令和6年11月15日
みどり環境局公園緑地管理課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

3 今後の予定

- ・令和6年10月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和7年4月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の3月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて
(資源循環局街の美化推進課)

区連会 資料 2-2

市連会 11 月定例会説明資料
令和 6 年 11 月 12 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾） 早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

1 趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）は、令和6年6月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11月5日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和6年5月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。



3 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」への御協力の御礼について【情報提供】

1 趣旨

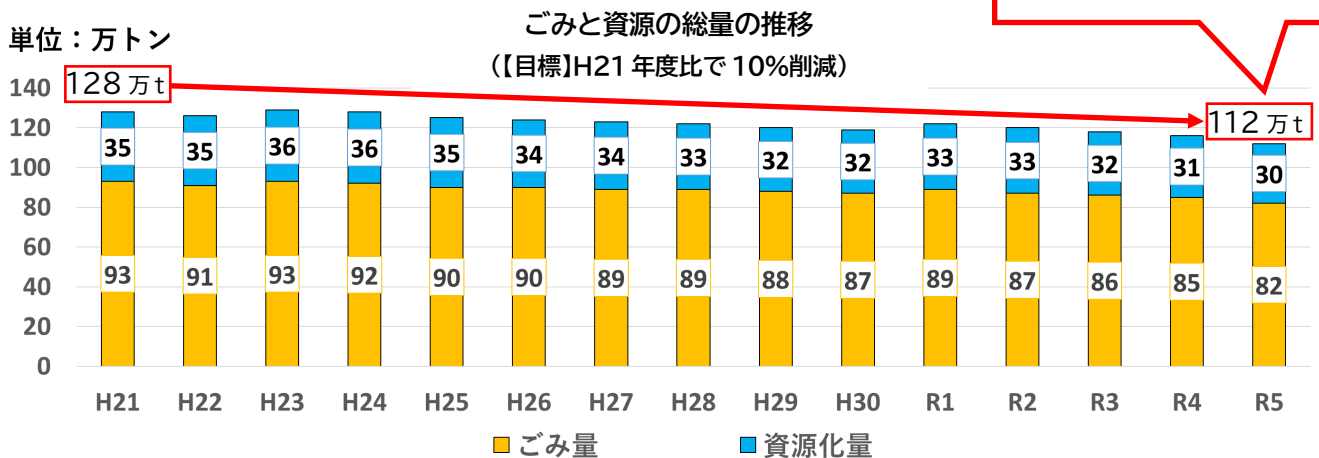
横浜市では平成 23 年 1 月に「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和 7 年度 10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和 5 年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様のご協力により、基準年度対比 12.2%の削減となり、目標を 2 年前倒しで達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ 5.3 計画（令和 6 年 1 月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10 月から先行の 9 区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年 4 月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長・地区連長】ご承知おきください。

3 令和 5 年度「ごみと資源の総量」の確定値について



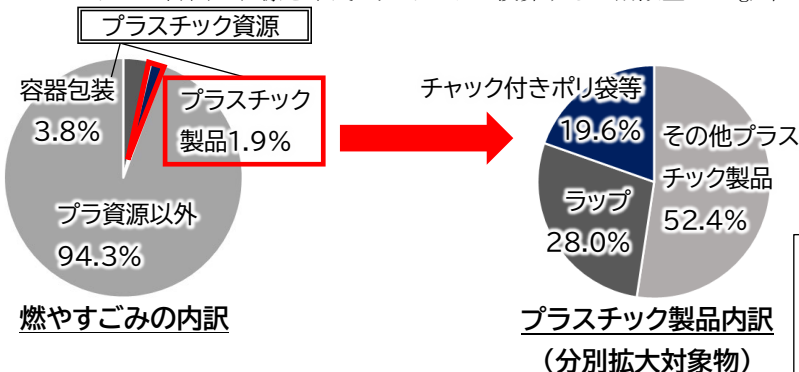
4 プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（9 区、10 月 4 週間累積値（※1））

開始から 1 か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和 4 年 10 月 （プラ 5.3 計画基準年度）	令和 6 年 10 月	削減量	市民 1 人あたりの 年間削減量※2
燃やすごみに含まれる プラスチック資源の量	1,886 t / 4 週	1,295 t / 4 週	591 t / 4 週	

※1 同じ曜日回りで比較するため、10 月 1 日～28 日までの 4 週間の累積値としています。

※2 プラ 5.3 計画の目標を市民 1 人あたりに換算すると削減量 5.3 kg / 年



資源循環局政策調整課
担当 今井、木村、川邊
電話 045-671-2503 / FAX 045-550-4239
メール sj-seisaku@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料 2-4

市連会 11 月定例会説明資料
令和 6 年 11 月 12 日
健康福祉局 保険年金課
医療援助課

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

[TEL: 045-620-8187](tel:045-620-8187)

令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで



(2) マイナ保険証の概要

ア マイナ保険証とは

イ マイナ保険証の利用登録方法

ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使えなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は
こちらで
ご確認ください。
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。
また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪



医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認(顔認証等)



利用
同意取得(お薬情報など)

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

「新たな横浜市地震防災戦略」(素案)に係る
市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え(地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など)
- ・被災者支援(避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など)
- ・災害時の拠点強化(旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など)
- ・公共インフラの強じん化(橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など)

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間(予定)

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター(市庁舎 3 階)、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、
電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

総務局危機管理室防災企画課
担当 阿武(あんの)、田岡
電話 045-671-4096 /FAX 045-641-1677
メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

- (1) 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ヶ谷区役所** 本館地下1階・会議室
(相鉄線「星川駅」徒歩5分)
- (2) 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室
(JR根岸線「磯子駅」徒歩5分)
- (3) 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B
(市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分)

=当日の流れ（予定）=

時間	内容
10:00～10:15	自治会町内会DXの説明（約15分）
10:15～11:00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分）
11:00～12:00	展示・相談会（約60分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



自治会町内会 DX 応援事業
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和7年1月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

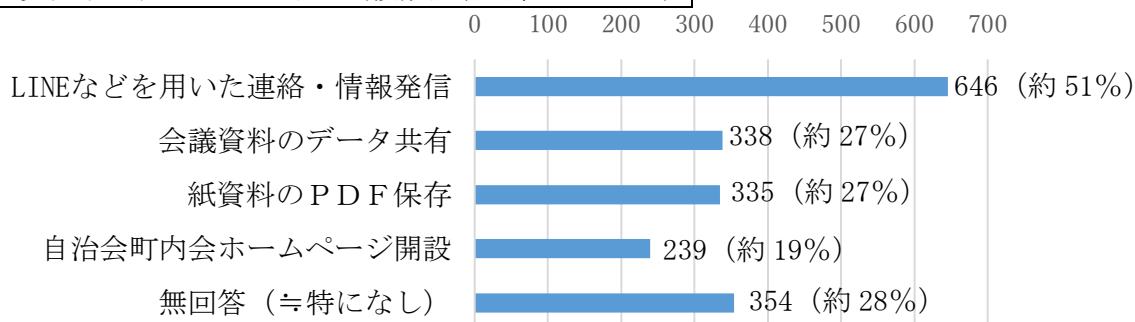
令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

○主な集計結果

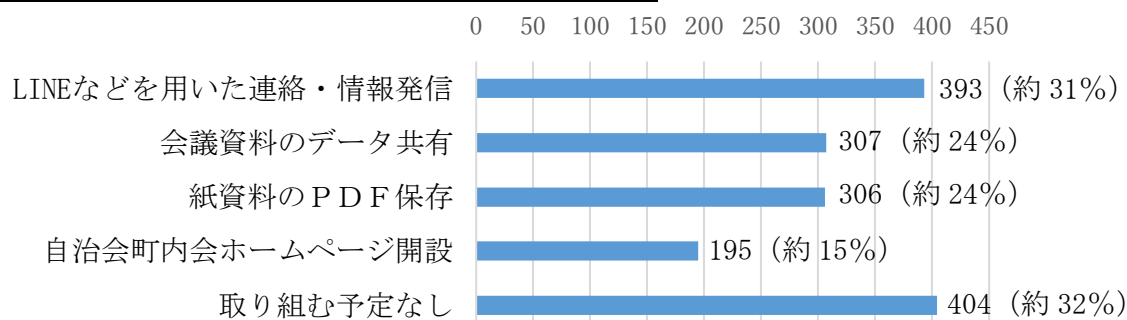
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課

松永、石栗

電話：671-2317

FAX：664-0734

自治会町内会向け

自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回
同じ内容
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の
二次元コードまたはFAXにて

切：2025年1月14日（火）

申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →

●FAX：045-664-0734



自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 (相鉄線「星川駅」徒歩5分)
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 (JR根岸線「磯子駅」徒歩5分)
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B (市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分)

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

(※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします)

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： _____

令和6年度「自治会町内会のための講習会」
事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

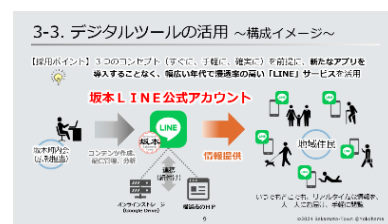
① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会DXの実現に向けて」(LINEを活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

(「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布)



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑事例発表の一部抜粋

(2) 配信期間など

- ・令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- ・以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の
QRコード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記のQRコードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の
QRコード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾
電話：671-2317
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

横浜動物の森公園未整備区域 中央道路等整備状況について

横浜動物の森公園未整備区域では、中央道路の整備を公園整備の一環として進めています。

この度、工事用道路の基盤整備及び昨年度に引き続き、軟弱地盤対策工事に着手しますので報告します。今後とも皆様のご理解とご協力をいただきながら事業を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 中央道路整備

工事用道路基盤整備工事

北門駐車場に設けた進入路より、工事用道路を整備するための基盤整備として樹木の伐採や抜根、造成等に着手します。

〔工事概要〕

位 置：北門駐車場（令和6年度 工事実施箇所 参照）

工 期：令和6年11月～令和7年2月

内 容：樹木伐採、砂利舗装（約250㎡）、切土（約400㎡）

中央道路進捗状況

- ・道路の造成や擁壁の設計を進めるとともに、トンネル構造の検討及び周辺交通への影響などの分析を行っています。併せて、道路管理者や交通管理者等関係機関との協議を進めています。
- ・完成時期については、設計の進捗に合わせ精査しておりますが、早期供用を目指して全力で取り組んでまいります。

2 その他関連工事

軟弱地盤対策工事

昨年度に引き続き、12月より北門駐車場北側の臨時駐車場において、地盤改良及び排水施設の整備を行うなど、中央道路を含む軟弱地盤全体の安定化を図る工事を行います。今回工事対策は完了する予定です。

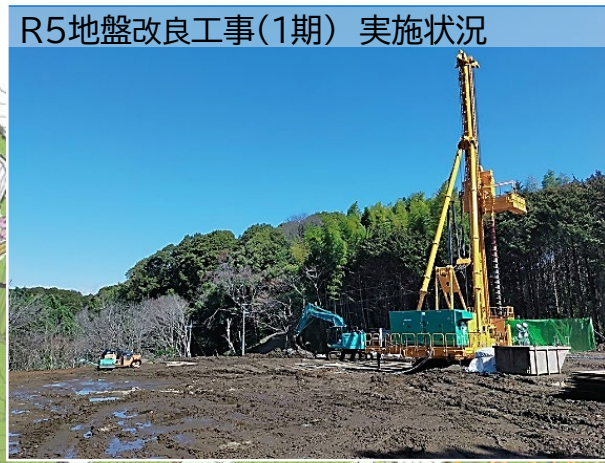
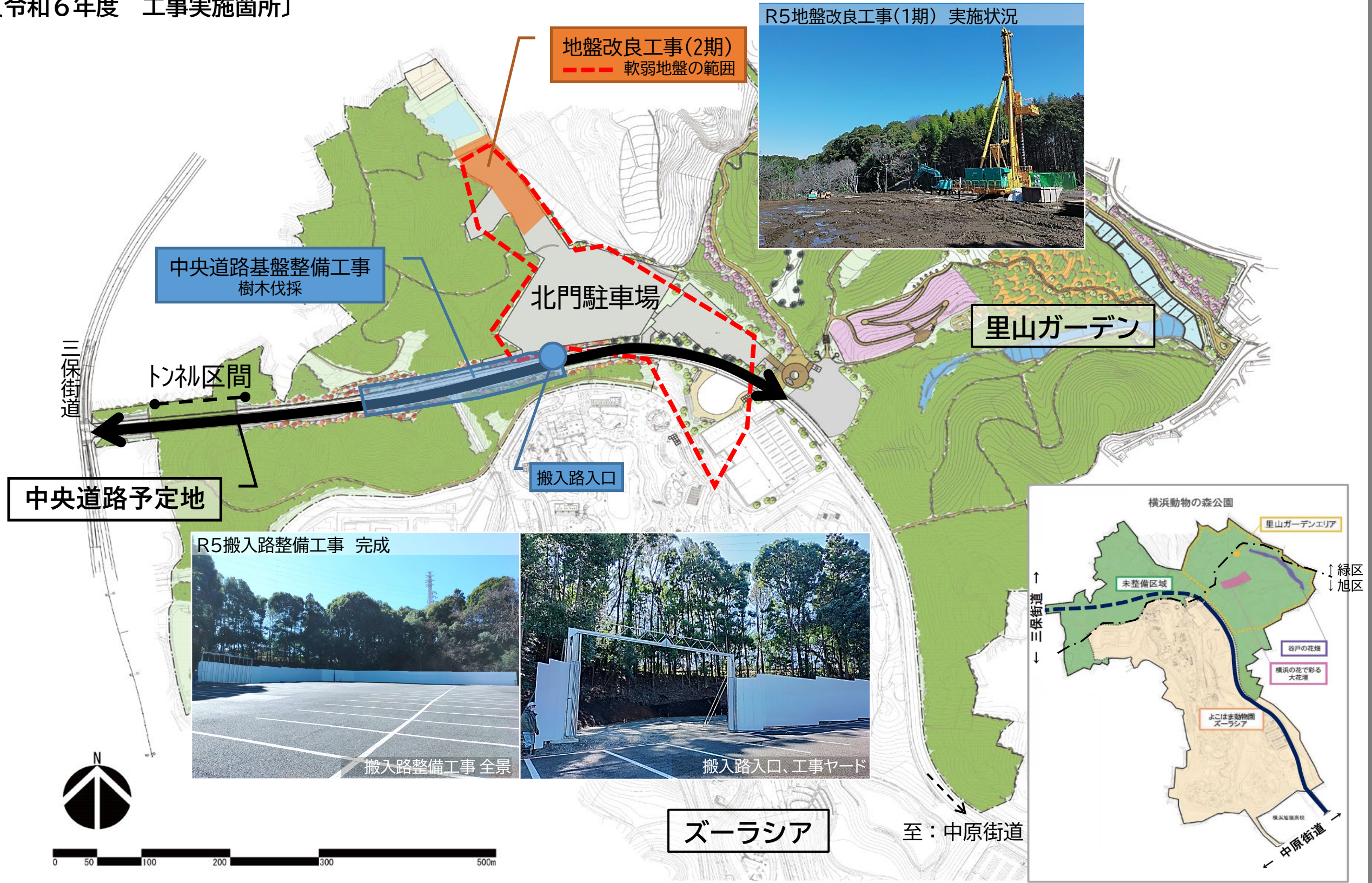
【参考】中央道路概要

- ・中央道路全長：計画2,100m（整備済1,300m）
- ・今回整備区間：約800m 幅員17m（車道10m、歩道3.5m×2）、片側1車線通行
- ・トンネル区間：約120m

担当：みどり環境局公園緑地事業課 担当課長 菅谷 浩明

電話：045-671-2684 FAX：045-671-2724

〔令和6年度 工事実施箇所〕



横浜動物の森公園未整備区域

旭区社協発第 327 号
旭福第 1174 号
令和 6 年 11 月 15 日

各地区連合自治会町内会長 様

旭区社会福祉協議会
事務局 長 工藤 久
旭区連合自治会町内会連絡協議会
事務局 長 (地域振興課長) 西原 元
旭区福祉保健センター
福祉保健課 長 戸矢崎 悦子

第 13 回きらっとあさひ福祉大会の開催について

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、旭区の福祉保健事業に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、旭区内の福祉保健活動に御尽力いただいた団体・個人の表彰及び「きらっとあさひプラン（第 4 期旭区地域福祉保健計画）」の啓発を目的として、第 13 回きらっとあさひ福祉大会を開催いたします。御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、御参加賜りますよう御案内申し上げます。

1 日時

令和 7 年 2 月 8 日 (土) ※事前申込が必要です

開場 13:30～
オープニングアクト 14:00～
第 1 部・第 2 部 14:15～16:00

2 会場

旭公会堂

3 チラシ

別紙のとおり

【問合せ先】

旭区社会福祉協議会 (担当：村瀬、門脇)

電話：392-1123 / FAX：392-0222

旭区役所福祉保健課 (担当：伊藤、小林、泉谷)

電話：954-6143 / FAX：953-7713

第13回きらっとあさひ福祉大会

日時

令和7年2月8日(土)
14:00~16:00(開場 13:30~)

※事前申込制

場所

旭公会堂(旭区鶴ヶ峰1-4-12)

入場無料 定員450名

※手話通訳あり



オープニングアクト

14:00~14:10

障害者団体によるパフォーマンス

第1部

14:10~14:50

社会福祉功労表彰式典

第2部

14:50~16:00

実践報告 ~ひとりひとりが、自分らしくいられるまち~

第4期旭区地域福祉保健計画(きらっとあさひプラン)の目指す姿にある「ひとりひとりが、自分らしくいられるまち」の理念を実践している区内の活動から、旭区の「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを考えます。

<<取組発表>>

二俣川地区 工房アリアーレ

二俣川ニュータウン地区社会福祉協議会

「障害のある方と子どもの交流から」

「学生と地域の交流から」

高次脳機能障害の方が利用する工房に小学生がやって来て、利用者が「先生」に。出会いから生まれる、笑顔と元気があふれる交流を考えます。

地区の「かがやきクラブ」が専門学校に協力したことをきっかけに、地域と学生が様々な場面で交流し、異なる世代がつながった事例を紹介します。

コーディネーター 池田 誠司氏(横浜市社会福祉協議会企画部担当部長)

<申込方法>

電話、FAXまたは電子メール、右記の2次元コードにて旭区社会福祉協議会あてに

①氏名、②所属、③連絡先をお伝えください。

<締切り> 令和7年1月27日(月)

<申込先> TEL: 045-392-1123 / FAX: 045-392-0222

メール: asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp



主催

旭区社会福祉協議会/
旭区連合自治会町内会連絡協議会/旭区役所

問合せ

旭区社会福祉協議会 TEL:045-392-1123
旭区役所福祉保健課 TEL:045-954-6143



「きらっとあさひ福祉大会」は、共同募金配分金を一部活用して開催しています。

資料 3 - 3

令和6年11月15日
旭区 区政推進課

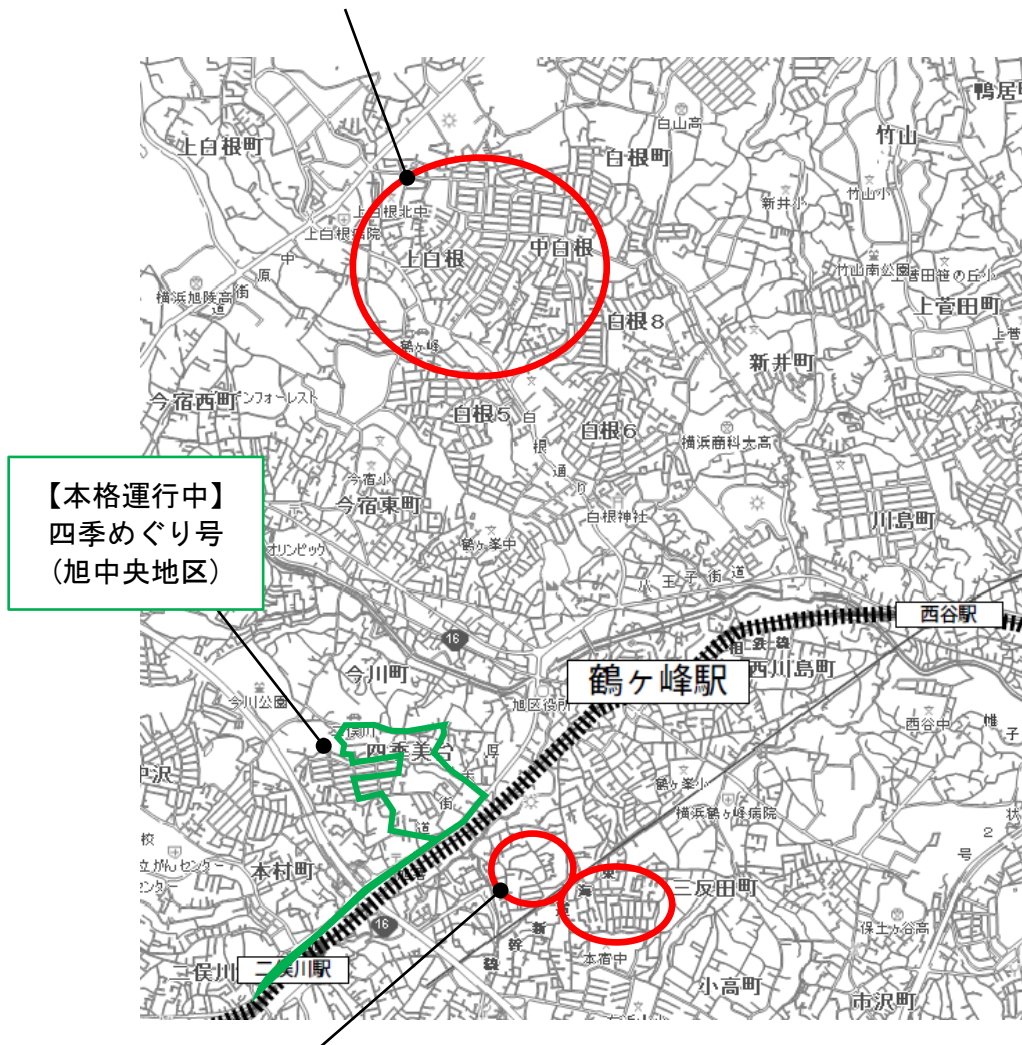
旭区内における公民連携による移動サービスの実証実験について（情報提供）

横浜市では、地域に適した移動サービスを確保するため、需要に対応した「路線定期運行」や生活サービスと連携した「デマンド型交通」、「地域の輸送資源の活用」など、様々な種類の実証実験を行っています。

この度、旭北地区及び本宿東部・川島町西地区の2地区で実証実験を開始することになりましたので、事業の概要を紹介します。

取組事例1（説明資料：資料1）

- ・旭北地区におけるデマンド交通実証実験
- ・運行期間：令和6年12月2日～令和7年1月31日



取組事例2（説明資料：資料2）

- ・本宿東部地区・川島町西地区における小型バス運行実証実験
- ・運行期間：令和6年11月12日から2年間運行予定

旭区旭北地区において、民間企業との共創 による生活サービス施設と連携した デマンド交通実証実験を実施します!! —令和6年12月2日 開始—

横浜市では、バスネットワークの維持や地域内の移動手段の確保など「地域の総合的な移動サービスの確保に向けた検討」に取り組んでいます。

旭区旭北地区において、公民連携により、地域の商業・飲食・医療等の生活サービス関連施設・店舗と連携した、新たな移動サービスの実証実験を実施します！

1 取組のねらい

本実証実験では地域の生活サービス施設と連携し、外出のきっかけづくりにも同時に取り組むことで、移動総量の増加やそれに伴う健康増進、経済効果、環境負荷低減などの多面的な付加価値のある移動サービスを実現させ、まちの魅力・価値向上を目指します。

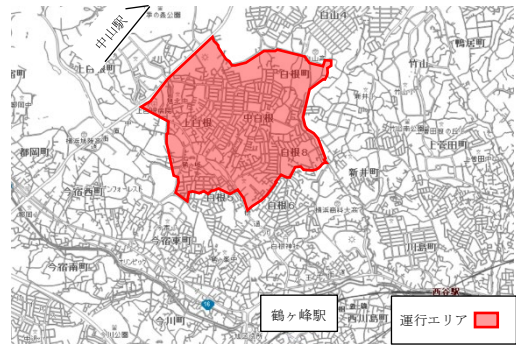
本実証実験においては、将来的に民間事業者が主体となり事業を継続できるように、生活サービス施設と連携した移動サービスの実現性を実証実験で検証します。

2 実証実験の概要

運行概要	事前予約（日時・乗降スポット・人数）に応じて、ルートやスケジュールを柔軟に組み合わせ、ワゴン車を運行する「デマンド交通」
運行期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月31日（金） 平日の9時～18時 （土日祝、年末年始（12月29～1月3日）は運休）
運行エリア	旭区旭北地区（上白根一～三丁目、中白根一～四丁目、白根町、白根五丁目の一部、白根八丁目、上白根町の一部）
運行車両	ワゴン型車両1台 （乗客定員12名・予約に応じて不特定の複数の方が乗車）
運賃	1人1回乗車毎に、大人400円/小児200円
予約方法	スマートフォン又は電話からの予約
支払い方法	乗車時に現金、交通系ICカードで支払い
生活サービスとの連携 （外出促進施策）	連携する生活サービス施設の利用者に「配車割引チケット」を付与 ※「配車割引チケット」：デマンド交通の利用1回分の運賃を半額にするチケット
連携する生活サービス施設・店舗	エリア内におけるスーパー・飲食店、病院など約30以上の施設、店舗 （大型商業施設のテナント含む）



<車両イメージ>



<運行エリア図>

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 デマンド交通への参加登録方法、利用方法説明会の実施

(1) 参加登録方法

利用方法：スマートフォン又は電話からの予約

方 法：右記の二次元バーコードを読み取り、LINE 公式アカウントへの友だち追加をお願いします。

なお、エリア内にお住まいの方を対象に11月中旬頃に登録用紙を全戸配布します。スマートフォンをご利用していない方は、登録用紙により、お申込みください。

登録後の流れ：LINE 公式アカウントのトークにて必要手続きをご案内します。



LINE 公式アカウント

(2) 利用方法説明会

サービスを利用するにあたり、参加登録が必要となります。スマートフォンでの登録や予約、申込書での登録などをスタッフがサポートする説明会を実施します。

第1回	
開催日時	11月20日(水) ①10:00~11:30 ②13:30~15:00 ③15:30~17:00
会 場	大原南北自治会館(旭区中白根二丁目46)

第2回	
開催日時	11月27日(水) ①10:00~11:30 ②13:30~15:00 ③15:30~17:00
会 場	上白根地域ケアプラザ(旭区上白根町112)

4 民間企業との共創による生活サービスとの連携について

(1) 経緯

移動に関する課題を解決するため、民間事業者等との連携窓口である「共創フロント」を通じて実証実験に取り組んでいます。本実証実験においては、相鉄ホールディングス株式会社、パーソルクロステクノロジー株式会社、株式会社 NearMe、株式会社 EPARK、株式会社 AMANE との連携により実証実験を実施します。

(2) 連携内容

- ・実証実験の総合的な調整
- ・移動のきっかけとなる施設・店舗側との調整
- ・地域に適した移動サービスと生活サービスのパッケージ化による統合したサービスの提供

(3) 連携施設

11月8日時点で、スーパー・飲食店・医療クリニックなど約30以上の施設、店舗が連携しています。

最新の連携施設の情報については、専用WEBサイトからご確認いただけます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikotsu/asahikitademand.html>

5 その他

本取組は、国土交通省の令和6年度「共創・MaaS 実証プロジェクト」における共創モデル実証運行事業に選定されています。

(共創・MaaS 実証プロジェクトについて)

URL: <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

※詳細は別紙 実証実験周知リーフレットをご参照ください。

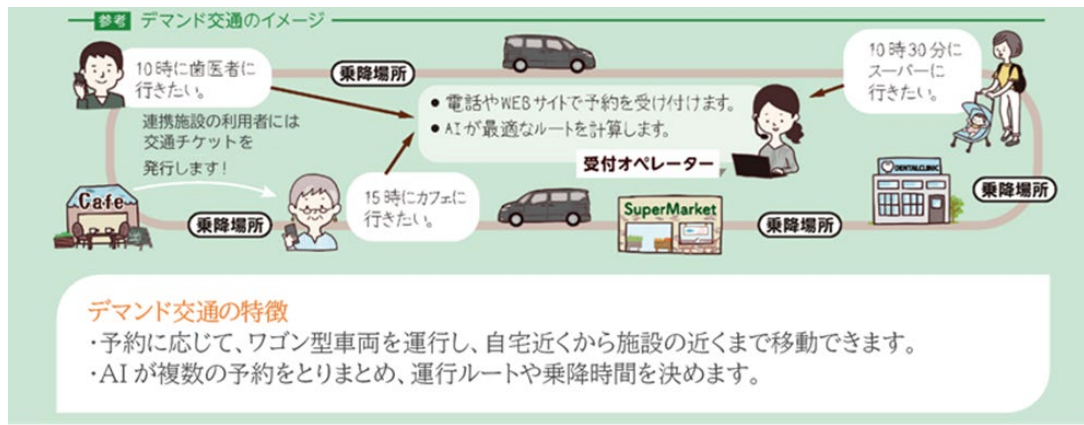


GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



(参考：デマンド交通のイメージ)



(参考：実証実験の実施体制)

公民連携		相鉄ホールディングス株式会社	実証実験の企画、企業や連携施設との総合調整 等
		パーソルクロステクノロジー株式会社	実証実験の企画、システム要件の全体整理、交通サービスの予約・配車システム
		株式会社 NearMe	実証実験の企画、交通サービスの予約・配車システム
		株式会社 EPARK	連携施設との総合調整（病院・診療所等）
		株式会社 AMANE	全体進捗管理、効果検証 等
運行事業者		相鉄バス株式会社	交通サービスの運行
横浜市			実証実験の企画、地域や企業、連携施設との総合調整 等
横浜市委託事業者		社会システム株式会社	実証実験の検討、効果検証 等

お問合せ先

都市整備局都市交通課 地域交通担当課長 徳重 拓也 Tel 045-671-2755
 旭区市政推進課長 西澤 美穂 Tel 045-954-6025



GREEN×EXPO 2027
 YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



ご利用方法

1 LINEで お友達追加



こちらのQRコードからLINE公式アカウントにアクセスして、友達追加をしてください。

2 利用登録



LINEのメニューにあるアカウントをタップしてください。手順にしたがってアカウント登録をしてください。

3 乗車予約



乗降スポット、乗車希望日時、乗車人数等を入力して予約をしてください。

※予約は14日先まで可能です。

4 予約完了



予約完了!乗車予定日時の乗降スポットでお待ちください。乗車の際に、予約番号が表示されているスマホ画面をご提示いただくか、お名前をドライバーにお伝えください。

※乗合をさせながら運行する性質上、乗降者の時刻が遅れる可能性があります。

電話予約の場合

※ 利用申込書による事前申し込みが必要です。
※ 後日郵送される利用案内書の受領をもって、サービス利用開始となります。

- 1 利用申込書の送付**
利用申込書を対象施設にて受け取り、必要事項をご記入の上、同封されている返信用封筒で返送してください。
- 2 利用案内書の確認**
およそ1~2週間後、利用案内書がご自宅に届きますので、内容をご確認ください。
- 3 乗車予約**
準備完了!利用案内書に沿ってお電話からご予約いただけます。

電話での乗車予約をご希望の方は以下の施設で利用申込書を受け取り、必要事項を記入の上、郵送してください。

- 横浜市上白根地域ケアプラザ(旭区上白根112)
- 横浜市旭区役所(旭区鶴ヶ峰1-4-12)

※配架施設は今後増設予定です

お支払い方法

交通系ICカード



現金



配車割引チケットの入手方法

お得にご乗車いただける配車割引チケットをご利用ください

1. 連携施設でお買い物
2. レジ横のQRコードを読み取る
3. 配車割引チケットGET



対象の連携施設や、使用方法などの詳細は、こちらからご確認ください。

※配架施設は今後増設予定です

説明会日程

サービスご利用方法に関する説明会(「ご利用準備」の登録・申し込みサポートあり)を開催します!参加の申し込みは不要で、参加費も無料です。各回の開催時間までに、ぜひお集まりください!
※参加者多数の場合、ご希望の回でご案内できない場合がございます。

大原南北自治会館 (旭区中白根2-46)	11月20日	①10:00-11:30 ②13:30-15:00 ③15:30-17:00
上白根地域ケアプラザ (旭区上白根112)	11月27日	①10:00-11:30 ②13:30-15:00 ③15:30-17:00

坂道の多い旭北に、 タクシーよりお手頃で バスよりもお手軽な移動を



旭北地区オンデマンド交通

買い物やおでかけなどの移動がもっと便利になる、「オンデマンド交通」を運行しています。オンデマンド交通とは、電話やアプリからの予約に応じて運行ルートや配車を柔軟に調整する新しい公共交通サービスです。

運行期間

12月2日(月)~1月31日(金)

平日運行 ※年末年始(12月30日~1月3日)は連休

運行時間

9:00~18:00

運行エリア

旭区(上白根、白根、中白根エリア)

運賃

大人:400円 小児:200円

スマートフォンをご利用の方には割引あり(詳細は裏面)

「運行エリア」



LINE友達募集!



実験の詳細や
イベント情報など
はこちら

電話予約の場合

- 1 利用申込書を対象施設(上白根地域ケアプラザ、旭区役所等)にて受け取り、必要事項をご記入の上、同封されている返信用封筒で返送してください。
- 2 およそ1~2週間後、利用案内書がご自宅に届きますので、内容をご確認ください。
- 3 準備完了!利用案内書に沿ってお電話からご予約いただけます。

[実施主体] 横浜市都市整備局都市交通課
[お問い合わせ先] 令和6年度旭区旭北地区
移動サービス実証実験事務局

TEL 050-5835-2082
受付時間 平日 9:00~18:00
※年末年始(12月30日~1月3日)は休止

公式HP

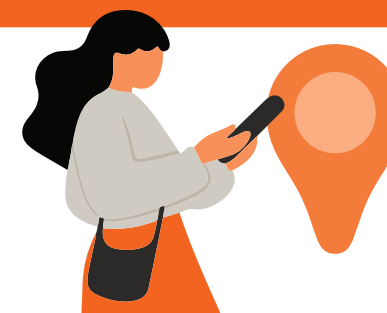




乗降スポット



より詳細な乗降スポットの位置は、LINE公式アカウントからご確認ください。



乗降スポット一覧

1	四季の森フォレオタクシー乗場	41	上白根2丁目17-15付近
2	フジパン横浜工場前	42	大原南公園
3	グリーンライフ	43	ファミリーマート 横浜上白根店
4	ハイツ金子	44	ルミエール白根前
5	中白根3丁目29-18付近	45	中白根2丁目32-32付近
6	旭台自治会館のそば	46	中白根2丁目22-9付近
7	横浜市立旭北中学校	47	中白根1丁目26-28付近
8	横浜市立上白根小学校	48	アリスガーデン横浜の裏
9	ホワイト急便のそば	49	白根8丁目25-3付近
10	大原北公園	50	肉のかねもと前
11	中白根3丁目21-23付近	51	コーポ川嶋のそば
12	中白根3丁目22-16付近	52	日影山公園
13	中白根4丁目28-13付近	53	白根8丁目17-30付近
14	中白根4丁目23-19付近	54	旭板金前
15	横浜市立上白根小学校(正門側)	55	白根三信自治会
16	中白根3丁目7-5付近	56	きくち医院/医療法人 秀悠会
17	中白根3丁目18-3付近	57	クリエイトS・D 新白根店
18	横浜白根北郵便局のそば	58	中白根2丁目36-21付近
19	ビッグ・エー 横浜中白根店	59	横浜市上白根地域ケアプラザ
20	中白根4丁目24-5付近	60	上白根第2共同住宅前(5号棟・6号棟)
21	大内工務店白根支店一級建築士事務所	61	相鉄ローゼン白根店付近
22	白根五丁目歩公園	62	中白根2丁目4-13付近
23	上白根病院	63	中白根1丁目16-20付近
24	白根台第九自治会	64	ビューラー白根前(C棟・D棟)
25	大原西公園のそば	65	白根八丁目公園(横濱スパヒルズ 竜泉寺の湯のそば)
26	シャトレーゼ 上白根店(セブン-イレブン 横浜上白根2丁目店)	66	そろばん教室前
27	上白根2丁目36-6付近	67	白根えのき公園
28	上白根3丁目2-16付近	68	レーベン横濱鶴ヶ峰テラスのそば
29	上白根2丁目28-4付近	69	山田歯科医院
30	上白根2丁目24-21付近	70	白根5丁目69-2付近
31	大原南・北自治会	71	白根5丁目13付近
32	中白根2丁目51-1付近	72	白根5丁目10付近
33	メゾフラットD前	73	食品館あおば
34	エル・パティオのそば		
35	中白根四丁目公園(近く)		
36	マイムビル(セブン-イレブン 横浜新井町店)の裏		
37	アリスガーデン横浜のそば		
38	白根五丁目歩第二公園前		
39	白根8丁目29-11付近		
40	横浜聖地霊園		

乗降スポットには、目印として右図のような看板が設置されています
※一部設置されていないスポットもございます



旭区本宿東部地区・川島町西地区において 小型バスを運行します!! —令和 6 年 11 月 12 日 開始—

横浜市では、バスネットワークの維持や地域内の移動手段の確保など、「地域の総合的な移動サービスの確保に向けた検討」に取り組んでいます。

本宿東部地区・川島町西地区（旭区）においては、令和 4 年度から地域に適した移動サービスの検討をしてきましたが、このたび地域と鶴ヶ峰駅を結ぶ小型バス運行の実証実験を実施します。

1 実証実験の概要

- 運行概要** : 小型車両（ミニバン型、乗車定員 6 名（運転手除く））を用い、時刻、停留所を決めて運行する路線定期運行を行います。
- 期 間** : 令和 6 年 11 月 12 日（火）から 2 年間運行予定（※）
- 運行時間** : 火曜日、水曜日、木曜日の午前 9 時から午後 3 時まで（祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は運休）
- 運行区間** : 本宿東部地区・川島町西地区から鶴ヶ峰駅まで（鶴ヶ峰病院経由）
- 運 賃** : 大人 300 円 小児 150 円
（大人 1 名につき未就学児 2 名まで無料）
高齢者割引カード*提示の 70 歳以上の方は 100 円
（本取組独自の割引施策、エリアの自治会町内会長が希望者に交付）
- 運行事業者** : 日本交通横浜株式会社



< 地区概要 >



< 車両イメージ >

2 取組の経緯

- 令和 4 年 4 月 横浜市、地元住民、タクシー事業者で地域に適した移動サービスの検討開始
- 令和 5 年 2 月 本宿東部地区においてタクシー相乗りの実証実験（約 1 か月間）実施
- 令和 5 年 11 月 川島町西地区含めエリアを拡大し、タクシー相乗りの実証実験（約 4 か月間）実施
- 令和 6 年 11 月 実証実験により確認した課題（事前予約に対する利用者の抵抗感、予約時刻に合わせて車両を配車する事業者の負担等）を踏まえ、予約不要の路線定期運行として運行開始

※令和 7 年度以降の実施については、市会での予算議決が前提となります。

お問合せ先

（実証実験に関すること）	都市整備局都市交通課地域交通担当課長	徳重 拓也	Tel 045-671-2755
（地域の状況に関すること）	旭区福祉保健センター高齢・障害支援課長	國分 忠博	Tel 045-954-6198

詳細は別紙実証実験チラシをご参照ください。



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



運行概要



大人 300円 小児 150円

※未就学児は大人同乗で2人まで無料
※支払いは現金のみ



1便6名まで乗車可能（運転者除く）

※乗車人数が埋まった場合は、次の便をご利用いただけます
※車両メンテナンス等で車両が異なる場合がございます



運行事業者 日本交通横浜株式会社

ご乗車になる際の留意事項



交通状況によって、時刻表より遅くなることがございます。

また、天候や災害によって運休する場合がございます。



車いすご利用の方は、車いすを折りたたみの上、介助者による介助によりご利用いただけます

ベビーカーご利用の方は、折りたたみの上、ご利用いただけます。



運行状況に応じて、定期的に見直しを実施していきます。
アンケート調査等実施した際は、ご協力をお願いします。

割引キャンペーン！！

高齢者割引カード（70歳以上の方対象）

乗車時に高齢者割引カードを提示すると

~~300円~~ → 100円

高齢者割引カードの受け取りについては、本宿東部自治会または川島町西町内会の会長へご連絡をお願いします。



※車両イメージ

実証実験中
本宿東部・川島町西地区
小型バス

あいのりタクシーからさらに使いやすく
予約不要の小型バスを走らせます。

2年間運行予定※1

令和6年
11/12～ 実証運行開始！！
毎週 火曜日、水曜日、木曜日運行
（年末年始（12/29～1/3）、祝日は運休）

予約不要

高齢者（70歳以上）
100円※2

※1 令和7年度以降の実施については、市会での予算議決を伴います

※2 高齢者割引カード提示で通常大人300円のところ100円に割引（詳細は裏面参照）

本宿東部・川島町西地区

検索



詳しくは横浜市ホームページをご覧ください

横浜市ホームページ

令和6年11月12日（火）より、実証運行を実施します。

通常のバスと同じように時刻表、停留所を定め、地域と鶴ヶ峰駅を繋ぎます。
昨年度に実施したあいのりタクシーの実績等から、運行日、運行時間、停留所を定めるとともに、ご要望の多かった「鶴ヶ峰病院」を通るルートとします。

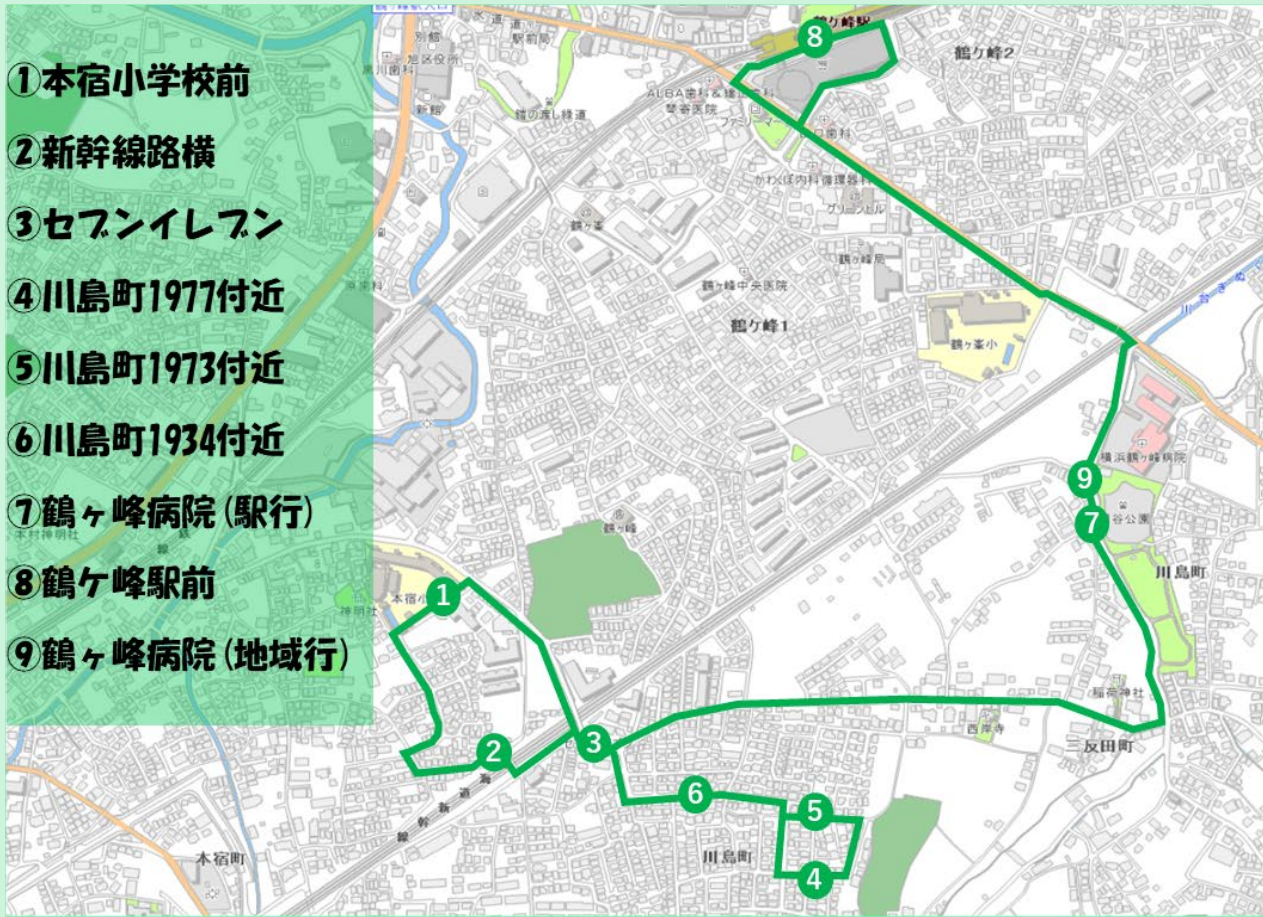
詳細は裏面をご覧ください。

横浜市都市整備局都市交通課・本宿東部自治会・川島町西町内会

担当：横浜市都市整備局都市交通課 TEL：045-671-3800



令和6年11月発行



- ①本宿小学校前
- ②新幹線路横
- ③セブンイレブン
- ④川島町1977付近
- ⑤川島町1973付近
- ⑥川島町1934付近
- ⑦鶴ヶ峰病院(駅行)
- ⑧鶴ヶ峰駅前
- ⑨鶴ヶ峰病院(地域行)

地域 ↓ 病院 ↓ 駅前	運行便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
	1	本宿小学校前	9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	10:40
	2	新幹線路横	9:01	9:21	9:41	10:01	10:21	10:41
	3	セブンイレブン	9:02	9:22	9:42	10:02	10:22	10:42
	4	川島町1977付近	9:03	9:23	9:43	10:03	10:23	10:43
	5	川島町1973付近	9:04	9:24	9:44	10:04	10:24	10:44
	6	川島町1934付近	9:06	9:26	9:46	10:06	10:26	10:46
	7	鶴ヶ峰病院	9:10	9:30	9:50	10:10	10:30	10:50
	8	鶴ヶ峰駅	9:13	9:33	9:53	10:13	10:33	10:53

地域 ↓ 病院 ↓ 駅前 ↓ 病院	運行便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	
	1	本宿小学校前	11:00	11:25	11:50	12:48	13:13	13:38	14:03	14:28
	2	新幹線路横	11:01	11:26	11:51	12:49	13:14	13:39	14:04	14:29
	3	セブンイレブン	11:02	11:27	11:52	12:50	13:15	13:40	14:05	14:30
	4	川島町1977付近	11:03	11:28	11:53	12:51	13:16	13:41	14:06	14:31
	5	川島町1973付近	11:04	11:29	11:54	12:52	13:17	13:42	14:07	14:32
	6	川島町1934付近	11:06	11:31	11:56	12:54	13:19	13:44	14:09	14:34
	7	鶴ヶ峰病院	11:10	11:35	12:00	12:58	13:23	13:48	14:13	14:38
	8	鶴ヶ峰駅	11:13	11:38	12:03	13:01	13:26	13:51	14:16	14:41
9	鶴ヶ峰病院	11:19	11:44	13:07	13:32	13:57	14:22			

停留所位置 (現地写真)



！注意事項！
 鶴ヶ峰病院前は道路の幅が広いことから駅行（⑦）と地域行（⑨）で停留所位置が異なります。

現地看板

本宿東部・川島町西地区小型バス

運行日 毎週 火曜日、水曜日、木曜日（祝日、年末年始（12/29～1/3）運休）

運賃 大人 300円 小児 150円（高齢者割引カード提示で100円）
※乗車券は大人同乗で2人まで無料

1 本宿小学校前

鶴ヶ峰駅行（鶴ヶ峰病院経由）

時	分	1	2	3	4
9	0	20	40		
10	0	20	40		
11	0	25	50		
12		48			
13	13	38			
14	3	28			

●運行に関するお問い合わせ先
 ●運行内容に関するお問い合わせ先

日本交通株式会社 045-811-5238
 鶴ヶ峰駅前支店 045-671-3800

運行に関する詳細は鶴ヶ峰駅HPからご確認ください。

停留所には左のような看板を設置しております。
 停留所ごとの時刻表はこちらでご確認いただけます。

運行に関する情報についてはこちらに掲載する予定です。

区連会 資料 3-4

令和6年11月15日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位



横浜の未来を用意する — 特別市の法制化へ

政策経営局大都市制度推進本部室長
旭 区 長

旭区自治会町内会向け特別市説明会の開催について（ご案内）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、特別市の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、市民の皆様に対して、特別市の必要性を、まだ十分にお伝えできていないと感じています。そこで、特別市の実現により「市民の暮らしがどのように良くなるのか」、といった観点から、旭区内で地域活動をされている皆様を対象に、下記のとおり説明会を開催いたします。

つきましては、参加者の取りまとめについて、ご協力をお願いいたします。なお、昨年度に続いての開催となりますが、横浜市が目指す特別市についてより多くの皆様にお伝えしたいため、特に昨年度ご参加いただけなかった皆様をはじめ、多くのご参加をお待ちしております。

1 開催概要

- 日時：令和7年2月10日(月) 18時30分～20時00分(18時15分開場)
- 場所：旭公会堂(旭区役所4階)を予定
- 内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- 対象：自治会町内会活動を担っていただいている皆様(役員・各種委嘱委員等)

2 依頼事項

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単会長】各自自治会町内会で参加者を取りまとめていただき、ご無理のない範囲で1～2名程度のご参加をお願いいたします。

提出期限：令和7年1月10日(金)

3 申込方法（次のいずれかのご都合のよい方法でお申し込みください。）

- 電子申請システム（右の二次元コード）による申込
- 申込書による申込
別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、下記提出先に送信してください。
提出先：旭区区政推進課企画調整係
(FAX：955-2856 メール：as-kikaku@city.yokohama.lg.jp)



電子申請システム

二次元コード

4 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先	
【特別市に関すること】 政策経営局制度企画課 山口・鈴木 電話 671-2952	【説明会の申込みに関すること】 旭区区政推進課 岩間・佐藤 電話 954-6027

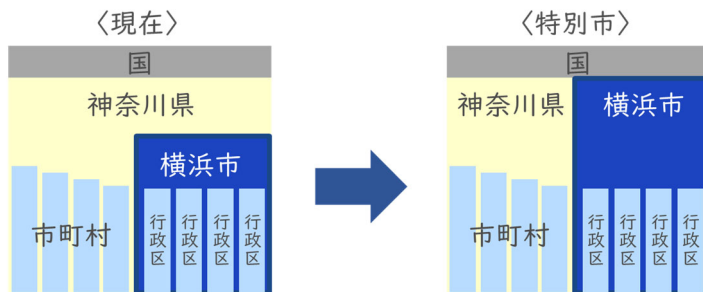
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

<特別市のイメージ>

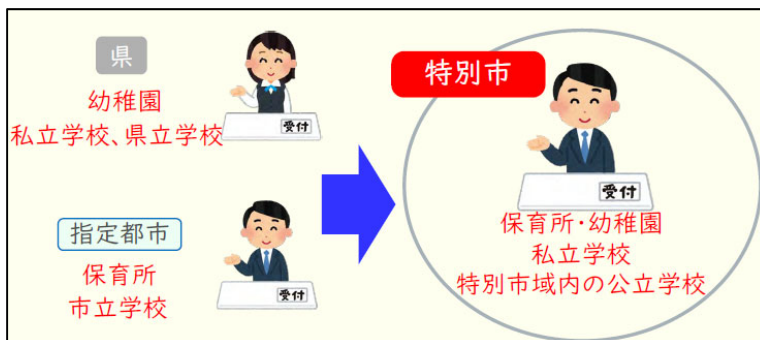


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

旭区自治会町内会向け特別市説明会 申込用紙

日 時：令和7年2月10日(月) 18時30分～20時00分(18時15分開場)

場 所：旭公会堂(旭区役所4階)を予定

提出先：区政推進課企画調整係

F A X：955-2856

メール：as-kikaku@city.yokohama.lg.jp

～記入欄～



1 自治会町内会名： _____

2 担当者・電話番号： _____

3 参加者一覧

※ 氏名及び役職(自治会町内会における役職)をご記入ください。

※ 各自治会町内会から、ご無理のない範囲で1～2名程度のご参加をお願いします。

※ 申込にあたっていただいた情報は、特別市説明会の申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

(例)	(氏名) 旭 太郎 (役職) ○○自治会 会長 (特別市の説明を聞くのは何回目ですか) <input checked="" type="checkbox"/> はじめて ・ 2回目 ・ 3回以上
1	(氏名) (役職) (特別市の説明を聞くのは何回目ですか) <input type="checkbox"/> はじめて ・ 2回目 ・ 3回以上
2	(氏名) (役職) (特別市の説明を聞くのは何回目ですか) <input type="checkbox"/> はじめて ・ 2回目 ・ 3回以上
3	(氏名) (役職) (特別市の説明を聞くのは何回目ですか) <input type="checkbox"/> はじめて ・ 2回目 ・ 3回以上

4 特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。 _____

※ 説明会当日は、いただいた質問にお答えさせていただきますが、時間の都合上、全ての質問にお答えすることができない場合がございます。ご記入いただいた質問や出席された方が説明会当日のアンケートにご記入いただいた質問につきましては、後日、回答させていただきます。

区連会 資料 3-5

旭地振第 1587 号

令和 6 年 10 月 31 日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について（依頼）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027 年国際園芸博覧会」の機運醸成に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

区役所では、自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、年 2 回花苗の配布を行っています。

昨年度に引き続き、区役所が配布している花苗を活用して地域交流イベントを行うなど、工夫しながら活動されている団体を対象に、日頃の活動に感謝の意を表し、今後も継続的な活動に取り組んでいただけるよう表彰を行います。

ついては、表彰基準（別紙 1）に基づき、候補対象団体がある場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 表彰対象

表彰基準（別紙 1）のとおり

2 提出書類

(1) 推薦書（別紙 2）

(2) 活動の状況がわかる写真データ（区の広報や活動紹介などに利用させていただく場合があります）

※ 推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します。（別紙参照）

※ 要綱により推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会員（連合自治会町内会長）と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会から推薦の御相談がありましたら、御対応をお願いいたします。

3 提出期限

令和6年12月26日(木)

※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は12月13日(金)としております

4 提出先

旭区役所地域振興課資源化推進担当

担当 石澤・海野

TEL 954-6096 FAX 955-3341

e-mail: as-chishin@city.yokohama.lg.jp

5 表彰団体の決定

地域振興課資源化推進担当が現地確認等を行い、審査を行った上で区長が決定し、表彰状を贈呈します。

6 副賞

表彰団体は、次年度配布する花苗の上限を増やすことができます。(予算の範囲内)

7 今後の予定

令和6年12月26日 表彰推薦提出締切

令和7年1月中旬 表彰団体決定、団体に通知

2月18日 表彰式

旭区役所地域振興課資源化推進担当

石澤・海野

TEL 954-6096

FAX 955-3341

e-mail: as-chishin@city.yokohama.lg.jp

旭地振第 1587 号
令和 6 年 10 月 31 日

自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について（依頼）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027 年国際園芸博覧会」の機運醸成に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

区役所では、自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、年 2 回花苗の配布を行っています。

昨年度に引き続き、区役所が配布している花苗を活用して地域交流イベントを行うなど、工夫しながら活動されている団体を対象に、日頃の活動に感謝の意を表し、今後も継続的な活動に取り組んでいただけるよう表彰を行います。

ついては、表彰基準（別紙 1）に基づき、候補対象団体がある場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 表彰対象

表彰基準（別紙 1）のとおり

2 提出書類

(1) 推薦書（別紙 2）

(2) 活動の状況がわかる写真データ（区の広報や活動紹介などに利用させていただく場合があります）

3 提出期限

令和 6 年 12 月 13 日（金）

4 提出先

各連合自治会町内会長

※ 要綱により推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会員（連合自治会町内会長）と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連合自治会町内会長へ御相談ください。

5 表彰団体の決定

地域振興課資源化推進担当が現地確認等を行い、審査を行った上で区長が決定し、表彰状を贈呈します。

6 副賞

表彰団体は、次年度配布する花苗の上限を増やすことができます。（予算の範囲内）

7 今後の予定

令和6年12月13日 表彰推薦提出締切

令和7年1月中旬 表彰団体決定、団体に通知

2月18日 表彰式

旭区役所地域振興課資源化推進担当

石澤・海野

TEL 954-6096

FAX 955-3341

e-mail: as-chishin@city.yokohama.lg.jp

旭区花いっぱい活動推進者表彰要綱

別紙 1

制 定 平成 26 年 4 月 11 日 旭地振第 49 号 (区長決裁)
最近改正 令和元年 9 月 17 日 旭地振第 1640 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、旭区花いっぱい活動推進者として地域のつながりづくりや地域課題の解決に功績のあった団体に対して、その功績をたたえるため表彰状の贈呈を行うとともに、花いっぱい活動及び緑化活動に尽力した個人に対して、日頃の活動に感謝の意を表するため感謝状の贈呈を行うに際し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰状贈呈の対象者及び対象活動)

第 2 条 表彰状贈呈の対象者は、旭区が行う花いっぱい事業 (以下「花いっぱい事業」という。) による花苗配付を年 1 回以上受けている自治会町内会等の団体のうち、花苗配付を継続して 5 年以上受けている団体とする。

2 表彰状の対象活動は、花いっぱい事業により配付された花苗を活用し、地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動のうち、今後も継続する予定があるものとする。地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動とは、別に定める基準に該当するものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第 3 条 旭区連合自治会町内会連絡協議会は、前条の条件を満たす団体を、被表彰候補者として旭区長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第 4 条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で被表彰者を決定するものとする。

(感謝状贈呈の対象者及び対象活動)

第 5 条 感謝状贈呈の対象者及び対象活動は、旭区内における花いっぱい活動及び緑化活動に従事する者のうち、原則として活動期間が 1 年以上かつ、表彰を行う年度の属する 3 月末日まで活動を継続する見込みのある者とする。

2 前項に規定する活動期間の算定は、活動開始時より、表彰を行う年度の属する 3 月末日までとし、途中休止期間がある場合は、その期間を除外し通算する。

(表彰方法)

第 6 条 表彰は、旭区長からの表彰状又は感謝状の贈呈をもって、これを行う。また、あわせて記念品を贈呈することもできるものとする。

(表彰の時期)

第 7 条 表彰は、原則として毎年 1 回行うものとする。

(その他) 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は旭区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

旭区花いっぱい活動推進者表彰基準

旭区花いっぱい活動推進者表彰要綱（以下「要綱」という。）による地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動とは、配付した花苗を不特定多数の者が通行又は利用する場所に植え付けている活動のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 不法投棄の多い場所に花苗を植えることで、不法投棄対策として成果を出している。
- 2 花苗の植付けを多世代で行うなど、地域イベントとして活用している。
- 3 花苗の植付けと共に地域清掃を行うなど、街の美化に貢献している。
- 4 その他区長が認めるもの。

推 薦 書

令和 6 年 月 日

旭 区 長

(推薦者)

連合自治会町内会名 _____

連合自治会町内会長名 _____

令和 6 年度 旭区花いっぱい活動推進団体表彰団体として、次のとおり推薦します。

ふりがな	
団 体 名	
代 表 者 氏 名	
代表者住所 又は所在地	電話 ()
花苗配布を 受け始めた 時期	年 月から
植付け場所	(不特定多数の方が通行又は利用する場所に限りません)

区 分	1 不法投棄対策 2 花苗植付けを地域交流イベントとして実施 3 花苗植付けと共に地域清掃等美化活動を実施 4 その他
推薦対象となっている活動について	
活動への参加者	<p style="text-align: center;">人</p> ※ 1回の活動に参加するおおよそ人数を御記入下さい。
活動期間・回数	<p style="text-align: center;">年 月 頃から 月 回程度</p> <p style="text-align: center;">週</p>
具体的な活動内容	

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区長 榎藤 由紀子

各種委嘱委員の推薦について(依頼)

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、現在、各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和7年3月末日をもちまして満了となります。委員の方々には、任期中に多大な御尽力をいただき、深くお礼申し上げます。
引き続き、令和7年4月からも、各委嘱委員の皆様の御協力を賜りたいと考えております。
つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、次により委嘱委員の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ 推進委員	環境事業 推進委員	保健活動 推進員
任期	2年(令和7年4月1日から令和9年3月31日)		
推薦人数	自治会町内会の実情に応じて、必要な人数を選出してください。	各自治会町内会で1名以上を基本とし、自治会町内会の実情に応じて、必要な人数を選出してください。	
提出方法	【電子申請による推薦の場合】 今回より電子申請システムによる推薦が可能となりました。 システムでの申請フォームは右の二次元コードよりアクセスしてください。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>		
	【郵送による提出の場合】 ・単位自治会町内会から各連合自治会町内会長へ提出。 ・連合自治会町内会長から取りまとめた推薦書類を返信用封筒で提出。	単位自治会町内会から返信用封筒(オレンジ色)で提出 ※各委員の推薦書類(スポーツ推進委員以外)を同封してください。 スポーツ推進委員は左記をご参照ください。	
	【推薦書をご持参される場合】 区役所まで推薦書をご持参される場合は、地域振興課(区役所2階21番窓口)までお持ちください。 ※推薦にあたりご不明な点は、下記、各委嘱委員所管課までお問合せください。		
提出期限	令和7年2月21日		
問合せ先	地域振興課 生涯学習支援係 (954)6095	資源循環局 旭事務所 (953)4811	福祉保健課 健康づくり係 (954)6146
詳細資料	資料3-6-2	資料3-6-3	資料3-6-4
様式ダウンロード	https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/chiiokinokatsudou.html		

※ 横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、各委嘱委員所管課による委嘱手続き及び自治会町内会等との連絡調整、情報共有に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

※ スポーツ推進委員の推薦書類は、連合自治会町内会でお取りまとめの上、ご提出、申請くださいますようお願いいたします。
連合自治会町内会に未加入の場合は、単位自治会町内会ごとでのご提出をお願いします。

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、地域の実情に応じた人数を推薦してください。

ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。

（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等にご相談ください。）

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

6 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

※単位自治会町内会からの推薦書を連合自治会町内会でお取りまとめのうえ、ご提出ください。

7 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年2月21日（金）
- (2) 提出先 旭区地域振興課生涯学習支援係スポーツ担当
〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

8 電子申請システムによる推薦について

今回より電子申請システムによる推薦が可能です。

申請フォームは右の二次元コードよりアクセスしてください。

なお、電子申請を利用する場合も、各連合自治会町内会でお取りまとめの上、申請していただきますようお願いいたします。

※申請期限は令和7年2月21日（金）です。



【電子申請フォーム】

9 委嘱式（予定）

- (1) 日 時 令和7年4月9日（水）18:30～
- (2) 会 場 旭公会堂 講堂

10 その他

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、本委嘱手続き及び自治会町内会等との連絡調整、情報共有に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

11 添付資料

- (1) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (2) スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- (3) 横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（紹介シート）
- (4) 横浜市スポーツ推進委員チラシ

旭区地域振興課生涯学習支援係スポーツ担当
担当：佐々木、松本 電話 954-6095

市民局スポーツ振興課
担当：十亀（そがめ）、細木 電話 671-3287

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒 区	(自宅)	
	(携帯)	
Eメール※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）
日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。
今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約2,500人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことが
できます！



地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！



子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

区連会 資料 3-6-3

【横浜市環境事業推進委員 説明資料】

自治会・町内会長 各位

令和7・8年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和7年3月31日に満了を迎えることとなりました。つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
- (2) 地域イベント等での3R行動の啓発
- (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 2の活動に関心のある方

4 推薦人数

貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

5 推薦書の提出期限

令和7年2月21日（金）まで

6 提出先

地域振興課または電子申請システム

7 今後のスケジュール

令和7年4月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。

推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

8 添付資料

- (1) 推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
- (2) 環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局旭事務所
〒241-0005 旭区白根 2-8-1、電話 953-4811
担当：横浜市 資源循環局 街の美化推進課
鈴木、石田 電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：
受付者： _____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



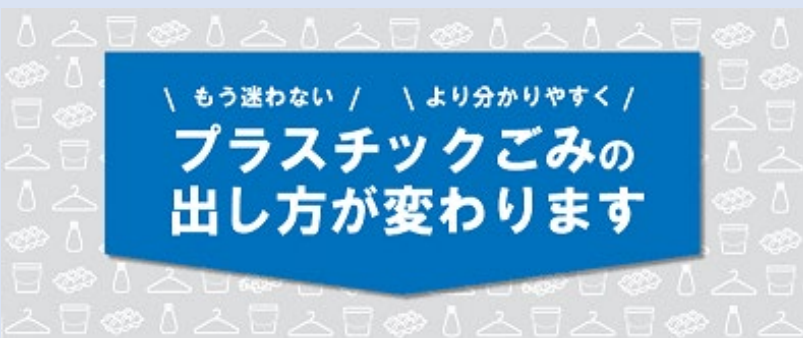
地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員 は グリーン リーダー 「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年間)

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO₂ (二酸化炭素) などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる (GO GREEN)」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

活動の手引き

環境事業推進委員 活動手帳



横浜市資源循環局

研修会



○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

横浜市保健活動推進員の推薦について

本市では、地域の健康づくりを推進するため、約 3,700 名の保健活動推進員の皆様が様々な活動を行っていただいております。健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいております。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和 7 年 3 月末日に任期満了となります。つきましては、御多用のところ誠に恐れ入りますが、次期の保健活動推進員について御推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期

2 年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）※再任可

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは添付の「保健活動推進員について」を御覧ください。

推薦される予定の方への説明にも、「保健活動推進員について」を御活用ください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、原則 78 歳未満の方

4 推薦依頼人数

各自治会町内会で 1 名以上を基本とします。

（自治会町内会の実情に応じて、必要な人数を選出してください。）

5 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員候補者推薦書」により区長あて推薦してください。

※名簿には個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意ください。

6 推薦の期日および提出先

(1) 推薦の期日 令和7年2月21日(金)必着

(2) 提出方法 ①電子申請の場合：

今回より電子申請システムによる推薦が可能です。

申請フォームは左の二次元コードよりアクセスしてください。



【電子申請フォーム】

②郵送の場合：他団体の推薦書類と一緒に、所定の返信用封筒で御提出ください

③持参の場合：旭区役所2階21番窓口(地域振興課)に御提出ください。

7 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して健康や地域活動について学び、学びを活かし2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

8 その他

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、本委嘱手続き及び自治会町内会等との連絡調整、情報共有に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

担当：旭区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係
河野・佐藤

電話：045-954-6146 FAX：045-953-7713

保健活動推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		電話番号
氏名		(自宅)
		(携帯)
住所		
〒		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
Eメール※		

(フリガナ)		電話番号
氏名		(自宅)
		(携帯)
住所		
〒		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
Eメール※		

※欄は任意です

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、本委嘱手続き及び自治会町内会等との連絡調整、情報共有に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

旭区保健活動推進員は こんな活動をしています！



「保健活動推進員」の主な活動は？

地域の健康づくり活動の推進役として、地域で生活習慣病予防などの様々な健康づくり活動を行っています。

「保健活動推進員」の任期は？

2年間です。(令和7年4月から)



「旭区保健活動推進員」委員会の活動

健康づくり委員会

年に一度の健康づくりのイベントである「旭区健康フェア」をはじめ、健康測定やがん検診等の啓発活動に取り組んでいます。



禁煙推進委員会

5月の世界禁煙キャンペーンをはじめ、各地区での禁煙推進・受動喫煙防止啓発の活動に取り組んでいます。



広報委員会

年に1回の「会報ほほえみ」の発行に向け、原稿作成や校正に取り組んでいます。その他、推進員の活動の広報について検討しています。



子育て支援委員会

働き・子育て世代向けの健康づくり推進として、ウォーキングや健康チェックイベントの開催等の活動に取り組んでいます。



「保健活動推進員」の地区活動紹介

健康チェック



血管年齢測定や握力、体脂肪測定をすることで、区民に自分の健康状態を見直す機会を提供します。

推進員の声



- 自分自身のための勉強になった
- 自分や家族の健康を見直すきっかけになった。
- 推進員として地域活動に参加でき、地域への愛着が深まった。
- 地域の皆さんと知り合う機会になった。
- 地域の皆さんの健康づくりのお手伝いができ、やりがいを感じる。

ウォーキング



区民の方と一緒に旭区内のスポットを歩き、旭区の魅力に触れながら、楽しく体力づくりに取り組みます。

保健活動推進員 会長から

活動を通して、自分の健康のために勉強できる機会になります。また、自分や自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立ちます。一緒に楽しく活動しましょう。

会長
齊藤 由紀子



健康体操



健康寿命を延ばすために、区民の方も交えて、無理なく取り組める健康体操を実施します。

子育て世代の健康づくり



働き子育て世代の方にも健康に関心をもってもらえるよう、親子で参加できる健康チェックイベントを開催します。

区民の方向けの講習会



外部の講師をお招きし、区民向けに病気の予防や健康づくりに関わる内容の講演会を実施します。

推薦していただく皆様へ

保健活動推進員の健康づくり活動を通じて、地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。ご自身やご家族の健康づくりができることを、ぜひ推薦される方にお伝えいただけますと幸いです。

報道関係各位

2024年11月13日
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会) 最新の会場計画や準備状況を報告しました ～内定者向け説明会を実施～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、2024年11月12日（火）に、「GREEN×EXPO 2027 出展内定者向け説明会」を開催しました。

今回の内定者向け説明会は、「花・緑出展」※¹及び「Village 出展」※²の第一次内定者の実務担当者を対象に、GREEN×EXPO 2027 の計画状況や出展時の留意事項等をお伝えする場として開催しました。

説明会は2部構成で実施し、第1部ではGREEN×EXPO 2027 の最新の会場計画について、会場内での体験等をより具体的にイメージいただけるよう、新たなビジュアルCGも交え説明したほか、第2部では出展における配慮事項や今後のスケジュール等の実務的な項目について情報提供を行いました。

今後とも、出展準備がさらに加速するよう、出展者の皆様とコミュニケーションを図りながら、本博覧会の開催に向けた準備を進めて参ります。



新たに公開した会場イメージCG
(テーマ館上空から北西を望む)



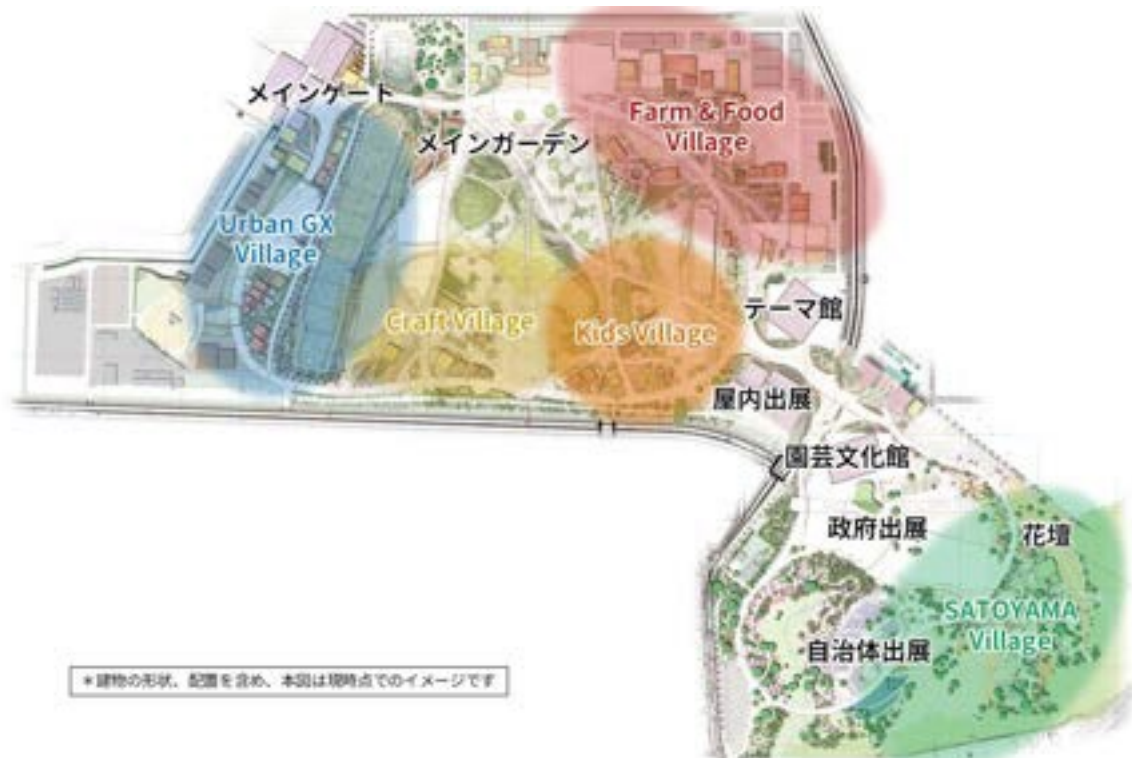
新たに公開した会場イメージ CG
(メインガーデン)



新たに公開した会場イメージ CG
(Farm & Food Village 夜景)



新たに公開した会場イメージ CG
(SATOYAMA Village)



会場図

- ※1 全国各地の園芸のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント・盆栽、新品種・希少種など、腕によりをかけた多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。
- ※2 市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

●説明会概要

- ・名称：GREEN×EXPO 2027 出展内定者向け説明会
- ・開催日程：2024年11月12日（火）
- ・開催場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 横浜西口ホール2A 及び オンライン
- ・参加者：花・緑出展及び Village 出展の第一次内定者（計231件）の実務担当者
- ・プログラム：
 - 【第1部】
 - ・第一次内定発表会からのあゆみ
 - ・会場計画
 - 【第2部】
 - ・GREEN×EXPO 2027 における配慮事項
 - ・出展における留意事項
 - ・今後のスケジュール

2027年国際園芸博覧会について

大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」自然・人・社会が共に持続するための最適解、「幸せを創る明日の風景」を神奈川・横浜から描きます

【開催概要】

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人 ・地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む ・有料来場者数:1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウクントウク」

本件に関するお問合せ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部調整課(担当:田中)
Tel: 045-307-2068
ホームページ: <https://expo2027yokohama.or.jp/>

令和6年11月15日

各地区連合自治会町内会長

旭区区政推進課長

「令和6年度 旭区 SDGs 月間」に関するアンケート調査へのご協力について（依頼）

日頃より、旭区政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

この度は、「令和6年度 旭区 SDGs 月間」に行事等をエントリーしていただき、ありがとうございました。

皆様の多様な活動が、様々な点でSDGsの目標達成につながっていることをPRすることが出来ました。これを機に、ぜひ多くの方にSDGsを身近に感じて頂ければ幸いです。

ご多忙のところ恐縮ですが、「旭区 SDGs 月間」の今後の参考とするため、アンケート調査にご協力をお願いいたします。

1 アンケート回答期間

令和6年12月27日（金）まで

2 回答先（次のどちらかでご回答ください）

(1) ≪電子申請システムの場合≫

右の二次元コードからご回答ください⇒



(2) ≪アンケート用紙の場合≫

添付の調査票にご記入の上、郵送又はFAXでご回答ください

① 郵 送 … 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所 区政推進課「旭区 SDGs 月間」担当

② F A X … 045-951-3401

担当

旭区役所区政推進課企画調整係 岩間、小山田

電 話：045-954-6027

F A X：045-951-3401

令和6年8月・9月・10月は
旭区SDGs月間

旭区×SDGs
～未来に挑戦するあさひ～

GREEN×EXPO 2027
地元旭区から盛り上げよう！
開催期間 2027年3月19日から9月26日まで

令和6年度「旭区SDGs月間」事業 アンケート調査票

・団体名（任意）： _____

・お名前（任意）： _____



1 「SDGs」についてどの程度知っていました（います）か。

(1) 「旭区SDGs月間」のエントリー前（どれか1つに✓）

- 詳しく知っている（人に説明できる）
- 説明できる程ではないが、なんとなく意味が分かる
- 聞いたことはあるが、意味は全く分からない
- 聞いたことがない

(2) **現在**（どれか1つに✓）

- 詳しく知っている（人に説明できる）
- 説明できる程ではないが、なんとなく意味が分かる
- 聞いたことはあるが、意味は全く分からない
- 聞いたことがない

2 「旭区SDGs月間」にエントリーして、団体の中でSDGsへの意識に変化はありましたか。（どちらかに✓）

- ある →3へ
- ない →4へ

3 （2の回答が「ある」の場合）

どのような変化がありましたか。（該当するものに✓（いくつでも））

- 団体の活動の中で、今までよりSDGsを意識するようになった。
- 団体の活動を通じてSDGsをもっと知りたいと思った。
- 団体の活動を通じてSDGsをもっと広めたいと思った。
- その他

4 「旭区SDGs月間」にエントリーしたことで、行事の出席者・参加者からの反応はありましたか。(どちらかに✓)

ある → どのような反応でしたか。

ない

5 令和7年度の「旭区SDGs月間」にも、またエントリーしたいと思いますか。(どちらかに✓)

思う

思わない

(上記の理由をお聞かせください。)

6 今後の「旭区SDGs月間」について、ご意見・ご感想がありましたらお聞かせください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

郵送先：〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所 区政推進課「旭区SDGs月間」担当 宛

F A X : 045-951-3401

回答期間：令和6年12月27日(金)まで

令和7年旭区新年賀詞交換会の御案内

晩秋の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様におかれましては御多忙の日々をお過ごしのことと存じます。

さて、令和7年旭区新年賀詞交換会を別紙のとおり開催いたしますので、謹んで御案内いたします。

賀詞交換会は区民の皆様のつながりを創出するために継承されてきた貴重な機会です。

新しい年の門出に際しまして、皆様からの御参加を賜りたく存じます。

令和6年10月吉日

各 位

旭区新年賀詞交換会実行委員会

委員長 林 重克

旭区長 権藤由紀子

令和7年旭区新年賀詞交換会について

1 日 時

令和7年1月8日（水）11時30分から13時00分まで（受付・開場10時45分）

2 場 所

モンテファーレ（保土ヶ谷区天王町2丁目45-55）

相鉄線 天王町駅東口改札 南方面 徒歩1分

※お車での御来場は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

3 参加会費

お一人様につき5,000円

4 参加人数について

会場の都合上、自治会町内会は連自治会町内会単位で3名まで、団体及び企業は2名までの御参加とさせていただきます。

5 申込方法

別添の「参加申込書」及び会費を窓口（旭区役所総務課[2階24番]）にお持ちください。

なお、郵送・メール・FAXでもお申し込みいただけます。その場合は、会費を下記口座にお振り込みの上、事務局まで申込書をお送りください。
なお、振込手数料は、御負担いただきますようお願い申し上げます。

金融機関	横浜銀行 鶴ヶ峯支店
預金種別	普通預金
口座番号	1696389
名義人	旭区新年賀詞交換会実行委員会 委員長 林 重克

6 受付期間

令和6年11月5日（火）～11月29日（金） [締切日必着]

（事務局窓口での受付時間：平日 8時45分から17時00分まで）

※受付期間を過ぎてしまうと、当日配布する名簿への掲載が間に合わない可能性がありますので予め御了承いただきますようお願い申し上げます。

7 参加証の発行について

受付後、参加証を発行いたします。参加証は、新年賀詞交換会当日御入場の際に受付で必要となりますので、お持ちください。

※郵送、メール又はFAXでお申込みの場合、参加証は郵送いたします。

モンテファーレ案内図



旭区新年賀詞交換会実行委員会事務局
〒241-0022
横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4-12 (旭区役所総務課内)
電話 045-954-6005
FAX 045-951-3401
メール as-shomu@city.yokohama.lg.jp

令和7年 旭区新年賀詞交換会 参加申込書

ご連絡先	住所	(〒 —)
	氏名	電話 ※日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください — —

(ふりがな) ご 芳 名	団体名・団体での役職名	受付No.

- ・受付期間 11月29日（金）までの平日 8時45分から17時00分
- ・申込人数については、**自治会町内会は連自治会町内会単位で3名まで、団体及び企業は2名まで**でお願いいたします。
- ・ご記入の個人情報は、開催に関する連絡以外の目的には使用いたしません。
- ・お車でのご来場は、ご遠慮ください。
- ・その他、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

旭区新年賀詞交換会実行委員会事務局あて

受付

区連会 資料 4-3

下半期募集!

区連会 11 月定例会資料
令和 6 年 11 月 15 日
旭 区 総 務 課

令和6年度下半期 旭区防災講座(集合形式)の募集について(依頼)

発災直後の町の防災組織の取組について、グループワークを通じて経験できるほか、他の防災組織との意見交換により様々な取組みを参考にすることができます。

本研修会を受講して、いざというときの知識を学び、地域の訓練に是非つなげてください!

【参加者の声】

ワークショップが
とても良かった!

事前の備えが重要だとい
うことがよく分かった!

できることからひとつ
ずつ進めていきたい!

自助の認識を
見直した!



今まで考えた事が
なかった事を知れた!

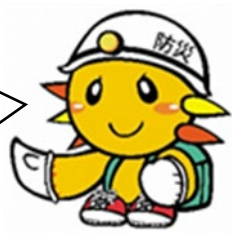
1 開催日時

- (1) 令和7年2月8日(土) 9時 00 分から 12 時 00 分
- (2) 令和7年2月 28 日(金) 9時 00 分から 12 時 00 分

2 開催場所

旭区役所 新館2階大会議室

発災直後の対応
を模擬体験し、
日頃の備えに
つなげよう!



【お問合せ先】

担当:旭区役所総務課庶務係

TEL:954-6007 FAX:951-3401

E-mail:as-enzen@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

令和6年度 旭区防災講座（集合）申込書（下半期）

■ 受講者について

団体名（町の防災組織の名称）

又は学校名

受講者氏名

住 所

電話番号

メールアドレス

■ 受講希望日程（第2希望まで①、②とご記入ください。）

令和7年 2月8日(水)	令和7年 2月28日(金)

■ 受講の決定について

受講者あて、申込みから1週間以内にメールもしくは郵送でお知らせさせていただきます。

締 切：各講座の前日（12時）必着

送付先

郵 送：241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所総務課庶務係

F A X：045-951-3401

メール：as-anzen@city.yokohama.jp

無料

となり近所の助け合い

自助

共助

地域として、学生として、災害時に何ができるかをお伝えします！

こんな方にお勧め！

自治会・町内会などの町の防災組織の担当者
旭区在住、在校の学生など



(一財)消防防災科学センター
「災害写真データベース」

旭区防災講座(集合形式)

令和7年2月8日(土) 9時-12時

令和7年2月28日(金) 9時-12時

@旭区役所新館2階大会議室

※各回同じ内容

申込
フォーム



研修会の
詳細



問合せ 旭区総務課防災担当 TEL 045(954)6007 FAX 045(951)3401

● 研修内容

1、座学

各自（家庭）で備えるべき備蓄品、防災知識

町の防災組織の取組、旭区ご近助マニュアルについて学ぼう

2、グループワーク

地震発生直後の町の防災組織の対応を体験しよう

● 開催日時・場所

- ◆ 令和7年2月8日（土）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室
 - ◆ 令和7年2月28日（金）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室
- ※いずれも同じ内容です。

● 募集内容

- (1) 対象者 ① 自治会町内会等「町の防災組織」の防災担当者など
② 旭区に在住・在校の学生（保護者もぜひ一緒に参加してください。）
- (2) 募集人数 各回40名まで
- (3) 受講費用 無料
- (4) 募集期間 各研修日の前日12時00分まで（必着）
- (5) 申込方法 電子申請または郵送・メール・FAX（詳細は裏面をご覧ください。）
- (6) その他 当日の気象状況等により、中止または日程の変更となる場合があります。

● 申込要領

- ◆ 申込期限 各研修会の前日12時00分まで（必着）

- ◆ 申込方法

【電子申請システムでの申込方法】

【郵送・メール・FAXでの申込】



次の二次元コードから申請してください。

HPで「申込用紙」をダウンロードし、
旭区役所総務課庶務係にお送りください。



【申込用電子申請システム】



【旭区 HP】

- ◆ 受講の決定について

申込後1週間以内に、受講者ご本人あてに、メールまたは郵送で受講決定通知を送付します。

区連会 資料 4 - 4

令和6年度旭区人権啓発講演会の開催について（情報提供）

横浜市では、市民が社会生活や日常生活の中で互いに人権に対する意識を高め合い「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」が実現できるよう様々な施策を行っています。

このたび旭区では、区民の皆様にも人権について考えていただく機会となるよう、人権啓発講演会を開催します。

1 日時

令和7年2月27日(木) 午後2時から午後3時30分まで（開場：午後1時30分）

2 会場

横浜市旭公会堂講堂

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12（横浜市旭区役所4階）

相鉄本線「鶴ヶ峰」駅北口下車 徒歩7分

※ 公共交通機関をご利用ください。

3 定員

430名（入場無料・事前申し込み制）

※ 申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。

4 講演会タイトル

ラミちゃんに聞いてみよう！“誰もが暮らしやすい社会”のためにできること

5 登壇者

講師：アレックス・ラミレス氏

司会者：江口 桃子氏

6 申込方法及び申込期間

申込方法：電子申請システムよりお申込みください。

申込期間：令和7年1月24日（金）から令和7年2月14日（金）まで

7 その他

1月の自治だよりにて案内チラシをお送りしますので、掲示板への掲出についてご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

担当：旭区総務課庶務係

電話：954-6006

区連会 資料 4-5

区連会11月定例会資料
令和6年11月15日
資源循環局旭工場

地区連合自治会町内会長 各位

自治会町内会長 各位

資源循環局旭工場 工場長

旭工場ふれあい見学会の開催について

このたび資源循環局旭工場では下記の日時に5年ぶりとなる「旭工場ふれあい見学会」を開催いたします。

このイベントでは、ヨコハマ プラ5.3計画の一環として市民の皆様に、ごみが焼却工場に運ばれた後、どのように処理されているのかを体験していただくため、焼却工場を開放し、「ごみを掴む大型クレーンの見学」を実施するとともに、「リユース家具の無料配布」などを行います。事前申し込み不要、入場無料となっていますので皆様のご参加をお待ちしております。

【開催概要】

- ・ 開催日時：令和7年2月2日（日） 10時～15時
- ・ 開催場所：資源循環局旭工場（横浜市旭区白根二丁目8番1号）
- ・ 概要：工場見学ツアー、収集車乗車体験、缶バッジ工作、クレーン模型ゲーム、リユース家具無料抽選会など実施予定です。そのほかにも近隣中学校による演奏会も予定しています。

【お問合せ先】

担当：資源循環局旭工場 施設係

TEL：953-4851 FAX：953-4852

E-mail：sj-asahikojo@city.yokohama.lg.jp